

「ご契約のしおり」変更のお知らせ

- お手元にお届けしました「ご契約のしおり」の記載について、一部を本紙のとおりに変更いたします。該当箇所について、お読み替えいただきますようお願いいたします。
- 本紙を必ずご一読のうえ、「ご契約のしおり・約款」と合わせて大切に保管してください。



各項目の冒頭に対象となる方を明記しておりますので、必ずご確認ください。

新規ご契約かつ個人のお客さま

1 クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

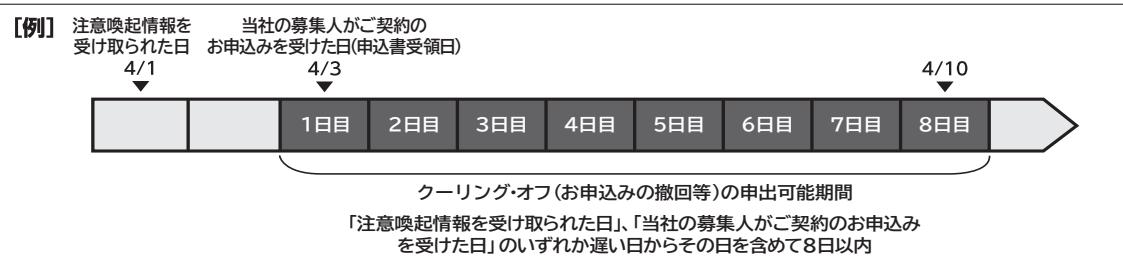
お申し出方法に「電磁的記録」を追加

「ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます」

- お申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます。）がお申込みをされた後でも、「注意喚起情報（※1）を受け取られた日」、「当社の募集人がご契約のお申込みを受けた日（申込書受領日）」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録（※2）によりお申込みの撤回等をすることができます。

※1 注意喚起情報は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

※2 電磁的記録によるお申し出の窓口として、当社ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）にクーリング・オフ受付画面を設けております。



- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または電磁的記録の送信時（申出入力完了日付）に効力を生じます。以下のいずれかの方法でお申し出ください。

書面による方法

書面には、申込者等の氏名（自署）、住所、電話番号、申込番号とあわせてお申込みの撤回等をする旨を記載してください。

（宛先）

〒104-8258
東京都中央区新川2-27-2
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
新契約 クーリング・オフ係 宛

（書面記載例）

私は、下記の保険契約の申込みを撤回します。
申込者等氏名： ○○ ○○（自署）
住所： ○○県○○市○○町○-○-○
電話番号： ○○○-○○○○-○○○○
申込番号： ○○○○○○○○

電磁的記録による方法

当社ホームページのクーリング・オフ受付画面（<https://www.msa-life.co.jp/form/coolingoff/coolingoff.php>）から、必要事項をご入力ください。

- お申込みの撤回等があった場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額お戻しします。
- 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時または電磁的記録の送信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。
ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時または電磁的記録の送信時に、申込者等が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

- 次の場合には、お申込みの撤回等をすることできません。

- | |
|---------------------------------|
| 1 当社が指定する医師の診査が終了したとき |
| 2 債務履行の担保のための保険契約であるとき |
| 3 既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき |
| 4 法人をご契約者とする保険契約であるとき |

- お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、社員・代理店または、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。
- 生命保険契約は長期にわたる契約となります。ご契約に際しては十分ご検討ください。

すべてのご契約者さま

2 「生命保険契約者保護機構」について

当該機構に対する「財政措置」期限の延長に関する変更

「生命保険契約者保護機構」に関する記載内容につきまして、以下のとおり一部変更いたします（下線部分が変更箇所です）。

記載内容	
変更前	上記の「財政措置」は、 <u>2022年3月末</u> までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。
変更後	上記の「財政措置」は、 <u>2027年3月末</u> までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(新)傷害特約、(新)災害入院特約、(新)疾病入院特約の「家族型」をご契約のお客さま※

3 被保険者の型について

※傷害特約、新傷害特約、災害入院特約、新災害入院特約、疾病入院特約、新疾病入院特約は現在販売を停止しております。

2022年4月施行の民法改正にともない、『特約「災害・疾病関係の特約」について』に記載の、「被保険者の型について」の説明内容を、以下のとおり一部変更します（下線部分が変更箇所です）。

記載内容	
変更前	1. 家族型（本人・妻子型）・夫婦型（本人・妻型）・親子型（本人・子型）の場合で、戸籍上の異動、 <u>子の成人（満20歳）</u> 、満20歳未満の子の婚姻等により、被保険者の資格を有する配偶者または子がいなくなるとき（子については被保険者の資格を有する子が一人もいなくなるとき）には、「被保険者の型」の変更をお申し出ください。お申し出がない場合は、型が変更されないままとなります。
変更後	1. 家族型（本人・妻子型）・夫婦型（本人・妻型）・親子型（本人・子型）の場合で、戸籍上の異動、 <u>子が満20歳を迎えたとき</u> 、満20歳未満の子の婚姻等により、被保険者の資格を有する配偶者または子がいなくなるとき（子については被保険者の資格を有する子が一人もいなくなるとき）には、「被保険者の型」の変更をお申し出ください。お申し出がない場合は、型が変更されないままとなります。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客様サービスセンター TEL:0120-324-386（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

<https://www.msa-life.co.jp>

【MS】B1001 【AD】91-001 100,000 2022.02.15 (新・一) 61 2021-A-9107(2022.4.1)



2021.7

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

ご契約のしおり・約款コード **2021-2130**

上記コードは、当社ホームページからご契約のしおり・約款をご確認いただく際に使用するコードです。

医療保険

無配当

(自動更新用)

▶ ご契約のしおり・約款

は　じ　め　に

いつもお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。
この冊子にはご契約の自動更新にともなう大切な事項が記載されています。

必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

内容は、次の二つの部分に分かれています。

ご契約のしおり

ご契約についての大変な事項や諸手続き等、自動更新にともない知りたい事項について記載しています。

約　款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

更新後のご契約には更新日における約款を適用します。

Web約款のご案内

ご契約のしおり・約款は当社ホームページからもご確認いただけます。

<https://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

はじめにお読みください

主契約について

特約について

給付金等のお支払いについて

ご契約後について

ご契約のしおり



ご契約のしおり・約款 目次

ご契約のしおり



ご契約のしおり 目的別目次 4

主な保険用語のご説明 6

はじめにお読みください

● お願いとお知らせ

・個人情報の取扱いについて	10
・保険契約等に関する情報の共同利用について	10
・「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について	11
・「支払査定時照会制度」について	12
・取引時確認(本人確認)について	13
・保険契約締結の「媒介」と「代理」について	13
・生命保険募集人について	13
・当社の組織形態について	14
・受取金額と払込保険料合計額の関係について	14
・保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	14
・「生命保険契約者保護機構」について	15
・新たな保険契約へのお申込みについて	17
・苦情・相談窓口とその電話番号	18

はじめに
!

主契約について

●医療保険	20
●保険料の払込免除について	24



特約について

●保障を充実させる特約について	26
-----------------	----

給付金等のお支払いについて

●給付金等のお受取り等の手続きについて	34
●給付金等をもれなくご請求ください	39
●給付金等のお支払いの際の未払込保険料について	41
●給付金等をお支払いできない場合について	43
●給付金等をお支払いできない場合の具体例	47
●こんなときQ&A①	50





ご契約後について

●保険料のお払込みが困難になられたとき	54
●保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	55
●ご契約の復活について	56
●主たる被保険者が死亡されたとき	57
●ご契約の見直しについて	58
●ご契約者・死亡保険金受取人の変更について	59
●保険料の払込方法について	60
●解約と解約返戻金について	61
●債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について	62
●被保険者によるご契約者への解除請求について	63
●管轄裁判所について	63
●税法上のお取扱いについて	64
●こんなときは、ただちにご連絡ください	67
●こんなときQ&A②	68

ご契約後

約 款

約 款

主契約

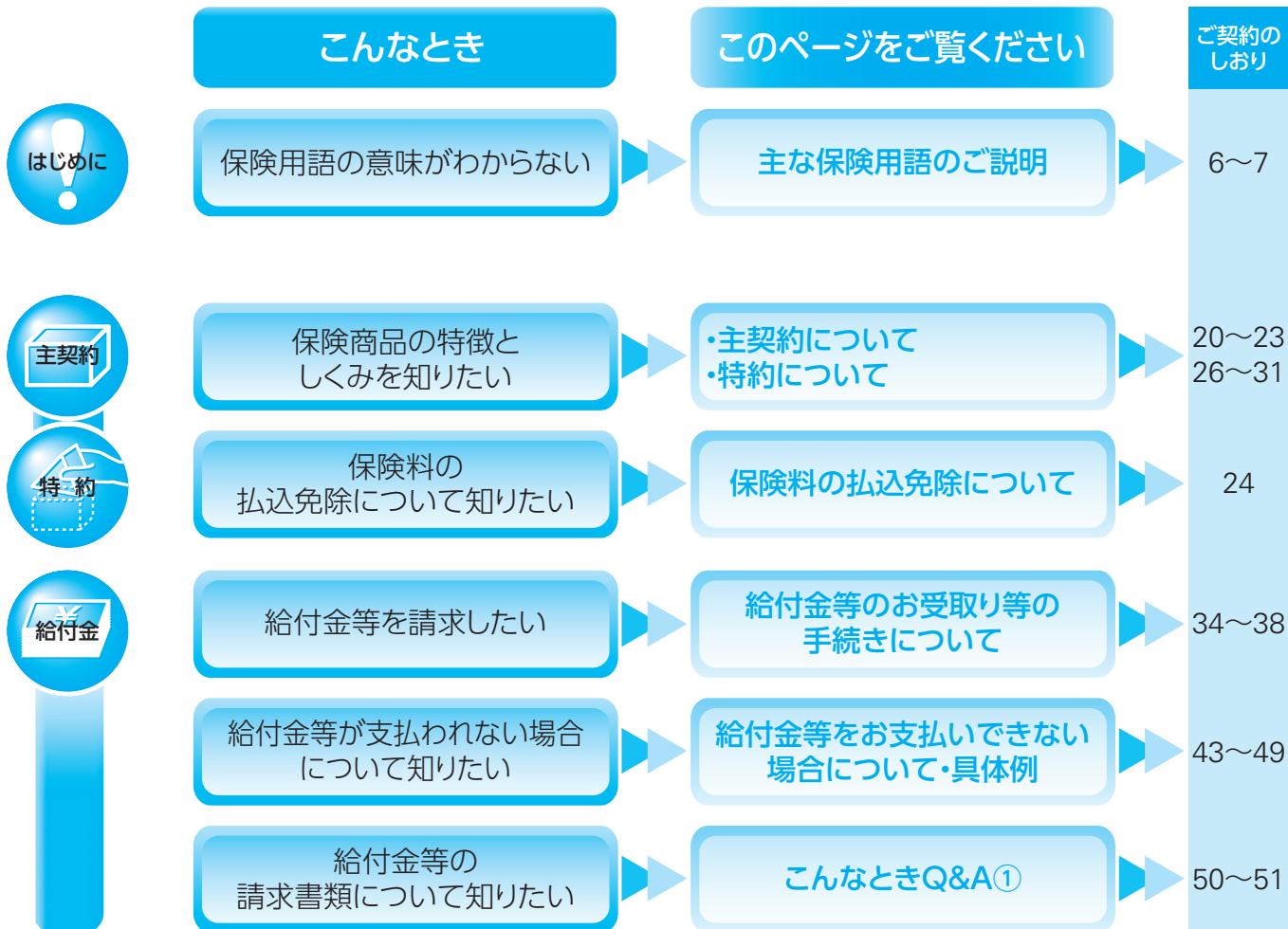
●医療保険普通保険約款	1
-------------	---

特約

●災害入院給付特約	25	●代理請求特約	123
●入院一時金特約	39	●特別条件特約	129
●手術給付特約	51	●保険料口座振替特約	137
●退院給付特約	65	●クレジットカード扱特約	141
●三大疾病入院給付特約	75	●団体扱特約	143
●女性疾病入院給付特約	87	●準団体扱特約	147
●介護保障特約	101	●集団扱特約	151
●死亡保障特約	111		

自動更新制度をご利用いただいた場合、更新後のご契約については本冊子に記載されている普通保険約款・特約条項が適用されます。

ご契約のしおり 目的別目次 次のような場合には





ご契約後

このとき	このページをご覧ください	ご契約のしおり
保険料の払込みが困難になった	保険料のお払込みが困難になられたとき	54
保険料の払込みができなかつた	保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	55
効力を失った保険を元に戻したい	ご契約の復活について	56
保障を見直したい	ご契約の見直しについて	58
契約を解約したい	解約と解約返戻金について	61
生命保険にかかる税金について知りたい	税法上のお取扱いについて	64～66
引っ越しして住所が変わった	こんなときQ&A②	68
結婚したとき(改姓)	こんなときQ&A②	68
保険証券を紛失してしまった	こんなときQ&A②	68

主な保険用語のご説明

か	解約返戻金 <small>かい やく へん れい きん</small>	ご契約が解約された場合等に、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
き	給付金 <small>きゅう ふ きん</small>	病気やケガにより入院されたときや手術を受けられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	給付金受取人 <small>きゅう ふ きん うけとり にん</small>	給付金を受け取る人のことをいいます。
け	契約応当日 <small>けい やく おう とう び</small>	ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。契約日の月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」といいます。
	契約者 <small>けい やく しゃ</small> (保険契約者) <small>ほ けん けい やく しゃ</small>	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
	契約年齢 <small>けい やく ねん れい</small>	ご契約における被保険者の年齢(満年齢)です。 <small>(例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。</small>
	契約日 <small>けい やく び</small>	なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えた年齢をいいます。
	告知義務と <small>こく ち ぎ む</small> 告知義務違反 <small>こく ち ぎ む い はん</small>	ご契約者と被保険者が、ご契約のお申込みをされる時等に、「告知書」で当社がおたずねする過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在のご職業等について、事実をありのままに正確にもれなく報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合等は、告知義務違反として、当社はご契約または特約を解除することができます。
し	失効 <small>しつ こう</small>	第2回目以後の保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがない場合に、ご契約の効力が失われることです。
	指定代理 <small>しじてい だいり</small> 請求人 <small>せいいきゅう にん</small>	保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者等、当社所定の範囲内で、あらかじめご契約者が指定した人をいいます。
	支払事由 <small>しはらい じ ゆう</small>	約款に定める保険金等をお支払いする事由をいいます。この支払事由に該当された場合に、保険金等をお受取りいただけます。
	主契約と <small>しゅ けい やく</small> 特約 <small>とく やく</small>	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させる目的や、保険料払込方法等の主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
	診査 <small>しん さ</small>	医師扱のご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。
せ	責任開始期 <small>せき にん かい し き</small> (日) <small>び</small>	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

	責任準備金 せきにんじゅんびきん	将来の保険金等を支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
と	特約条項 とくやくじょうこう	特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。
は	払込期月 はらいこみきげつ	第2回目以後の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
ひ	被保険者 ひほけんしゃ	生命保険の保障の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
ふ	普通保険約款 ふつうほけんやくかん	主契約の約款のことをいいます。
	復活 ふっかつ	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知または診査が必要となります、健康状態等によっては復活できないこともあります。
ほ	保険期間満了日 ほけんきかんまんりょうび	保険期間の終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険期間満了日となります。
	保険金 ほけんきん	被保険者が死亡または高度障害状態になられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	保険証券 ほけんしょうけん	保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。
	保険年度 ほけんねんど	ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度……となります。
	保険料 ほけんりょう	ご契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
	保険料払込期間 ほけんりょうはらいこみきかん 満了日 まんりょうひ	保険料の払込期間が終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険料払込期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険料払込期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険料払込期間満了日となります。
や	約款 やくかん	ご契約者と保険会社との契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

MEMO

はじめにお読みください



はじめに

● お願いとお知らせ

・個人情報の取扱いについて	10
・保険契約等に関する情報の共同利用について	10
・「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について	11
・「支払査定時照会制度」について	12
・取引時確認（本人確認）について	13
・保険契約締結の「媒介」と「代理」について	13
・生命保険募集人について	13
・当社の組織形態について	14
・受取金額と払込保険料合計額の関係について	14
・保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	14
・「生命保険契約者保護機構」について	15
・新たな保険契約へのお申込みについて	17
・苦情・相談窓口とその電話番号	18

お願いとお知らせ

個人情報の取扱いについて

- 当社が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- ・保険契約のお引受け、維持・管理、継続、保険金・給付金等のお支払い
- ・当社の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

また、当社および当社グループ会社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約のお引受け、履行のために利用することがあります。

- 当社は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、当社グループ会社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等(以下「委託先」といいます。)に委託しております。

- 当社は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

- 当社は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

- 当社および当社グループ会社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため、個人情報を共同して利用することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細(グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。)、商品・サービスや当社グループ会社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、当社ホームページ(<https://www.msa-life.co.jp>)をご覧ください。

保険契約等に関する情報の共同利用について

- 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

「お客さまのご契約内容が登録されることがあります」

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とする目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込み等があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受け等またはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

【登録事項】

- (1)保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3)入院給付金の種類および日額
- (4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5)取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

「保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。」

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とする目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターまでお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

次ページにもつづきます

取引時確認(本人確認)について

- 当社では、お客さまとの生命保険契約の締結等にあたり、法令(※1)に基づきお客さまに氏名・住居等が記載された公的証明書を提示いただく方法等により取引時確認(本人確認)を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がマネー・ローンダリング(※2)に利用されることを防ぐことを目的としたものです。

※1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)

※2. 犯罪等で得た「資金」を正当な取引で得た「資金」に見せかけること等

- お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。

・生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引発生時

・現金等による200万円を超える取引時

・仮名取引やなりすましの疑いがある場合等

なお、お客さまの取引時確認(本人確認)を行う取引・商品等につきましては、対象外となるものがあります。

- 取引時確認(本人確認)では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・職業等を、法人の場合は名称・本店の所在地・事業内容・実質的支配者等を確認します。取引時確認(本人確認)で確認した事項に後日変更が生じる場合は、当社あてにご連絡をお願いします。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して、保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約の申込みに対して、生命保険募集人が承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例

・ご契約の復活　・特約の中途付加 等

それぞれの内容については、(53)ページ「ご契約後について」をご覧ください。

- なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

受取金額と払込保険料合計額の関係について

- 保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、保険金・給付金等の受取金額が払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

次ページにもつづきます

「生命保険契約者保護機構」について

- 当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績運動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{ の総和} \div 2 \}$$

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

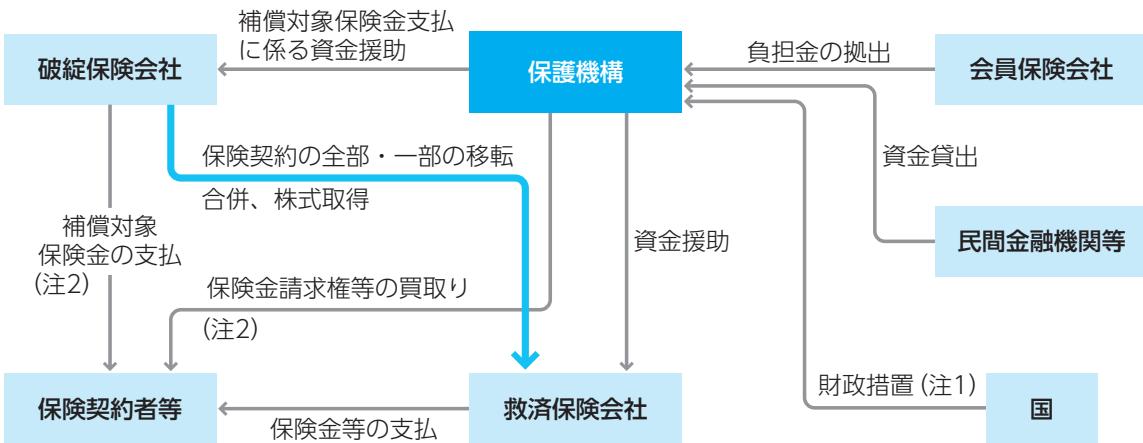
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

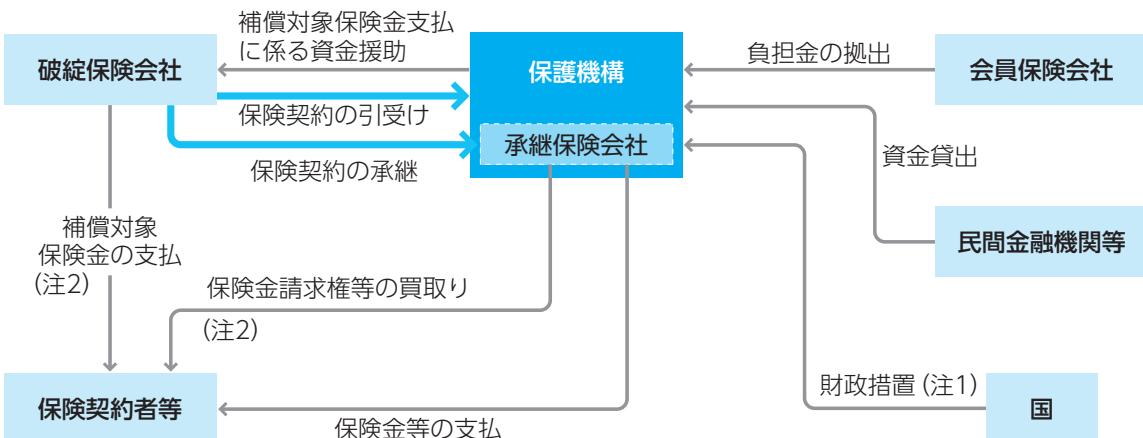
お願いとお知らせ

仕組みの概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



注

- 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
- 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

次ページにもつづきます

新たな保険契約へのお申込みについて

「現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約へのお申込みをご検討されている方へ」

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
 - 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とでは異なることがあります。
 - 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
 - ・新たな保険契約の保険料は現在の被保険者の年齢により計算されます。
 - ・新たにお申込みの保険契約についても告知義務があります。
 - ・「現在ご契約の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約」であっても、告知義務違反による解除の規定は、「新たな保険契約の責任開始日」が起算日として、適用されます。
 - ・よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかっただけに上記のとおり解除・取消となることもあります。**
 - ・新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、保険金・給付金等のお支払いができない場合があります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。
 - ・新たにお申込みの保険契約によっては、ガンに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。
- ※ガンに関する保障を途切れさせないためには、現在ご契約の保険契約を継続し、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約の保険料をいずれもお払込みいただく必要があります。

苦情・相談窓口とその電話番号

●生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先:三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386

月～金/9:00～18:00 土/9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

●一般社団法人 生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなお問い合わせをお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

●生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ先:一般社団法人 生命保険協会

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

主契約について

特徴としくみ・給付について

主契約について



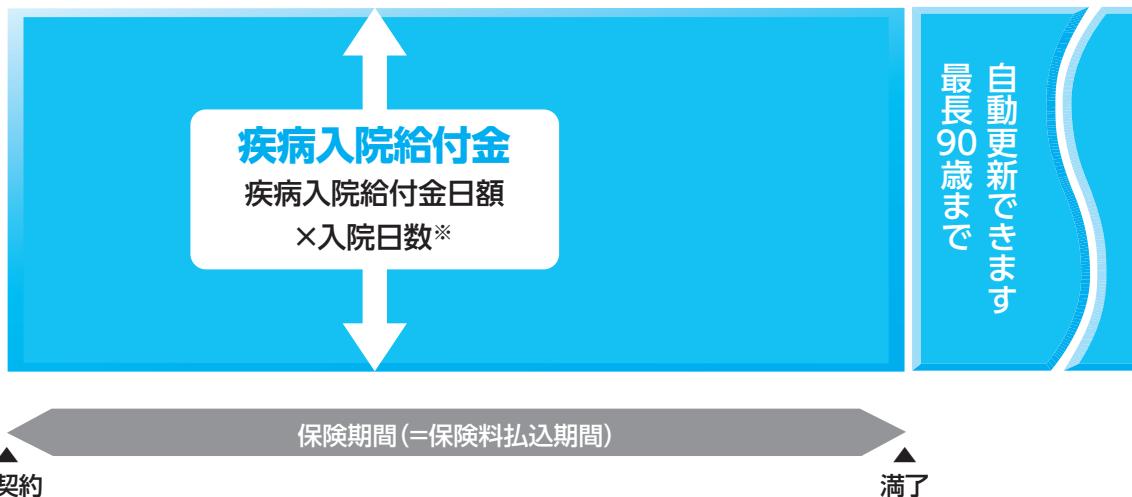
- 医療保険 20
- 保険料の払込免除について 24

医療保険

主契約

特徴としくみ①

病気による約款所定の入院・治療の費用等をしっかりバックアップ



*「免責日数等の設定に関する特則」を付加した場合は、(入院日数 - 4日)

医療保険の特徴

特徴1

病気による約款所定の入院を保障します。

特徴2

2日以上の継続した入院を保障します。(注)

特徴3

一定期間保障を行う定期保障タイプです。

特徴4

疾病入院給付金の支払限度の型(1回の入院についての支払限度日数)は、60日型・180日型・730日型・1,095日型の4種類からご選択いただけます。

ご契約の途中または更新時に「支払限度の型」を変更することはできません。

特徴5

ご希望に応じて、ケガ等による入院・病気やケガによる手術の際の保障等に対応した、各種特約を付加することができます。

特徴6

契約者配当金はありません。

注

「免責日数等の設定に関する特則」が付加されたときは、継続して5日以上入院されたときにお支払いの対象となります。(入院開始日以後4日間はお支払いの対象になりません。)
なお保険期間の途中で免責日数を変更することはできません。



特徴としくみ②

自動更新について

- ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、更新日（更新前のご契約の保険期間満了日の翌日）における被保険者の年齢が90歳以上であるときは更新されません。
- 特約が付加されたご契約が更新される場合は、特約も当社所定の範囲内で更新されます。
- 更新後のご契約については更新日における約款を適用します。
- 更新後のご契約の保険期間・保険料払込期間・疾病入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるときは、保険期間を変更して更新される場合があります。
- 更新後のご契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。そのため同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前に比べて通常高くなります。
- 主契約・特約の給付金等のお支払いについては、更新前のご契約と更新後のご契約とは保険期間が継続しているものとみなしてお取扱いします。このため入院給付金をお支払いした日数を通算します。

疾病入院給付金の支払限度日数について

支払限度の型	支払限度日数	
	1回の入院	通算
60日型	60日	
180日型	180日	
730日型	730日	1,095日
1,095日型	1,095日	

- ご契約の途中または更新時に「支払限度の型」を変更することはできません。
- 同一の病気を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われた最後の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

免責日数等の設定に関する特則について

- この特則を付加した場合には、病気により**継続して5日以上**入院されたときに疾病入院給付金をお支払いします。
- この特則が付加されたときのお支払額は、疾病入院給付金日額×（入院日数－4日）です。
- この特則のみの解約はできません。

給付について

給付金について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した病気を直接の原因として、保険期間中にお支払対象となる入院をされたときに給付金をお支払いします。

お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
責任開始期以後に発生した病気により、継続して2日以上 病院または診療所 に入院されたとき	疾病入院給付金 疾病入院給付金日額×入院日数	主たる被保険者 ただし、ご契約者が法人の場合、主たる被保険者の同意を得て、ご契約者を受取人とすることができます。

注

- 給付金等をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 病院または診療所**→普通保険約款別表5「病院または診療所」をご覧ください。
- 入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
- 「免責日数等の設定に関する特則」が付加された場合のお支払事由およびお支払いする給付金は次のとおりとなります。

お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金
責任開始期以後に発生した病気により継続して5日以上病院または診療所へ入院されたとき	疾病入院給付金 疾病入院給付金日額×(入院日数－4日)

- 同一の病気を直接の原因として2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 疾病入院給付金のお支払事由が発生しても災害入院給付特約の災害入院給付金のお支払いがある間は、疾病入院給付金を重複してお支払いしません。
- 疾病入院給付金のお支払日数が通算支払限度に達したときは保険契約は消滅します。

保険料の払込免除について

主契約

保険料の払込免除について

- 主たる被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として、**約款所定の高度障害状態**になられたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。
ただし、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ・**ご契約者または被保険者の故意によるとき**
- ・**被保険者の犯罪行為によるとき**

※戦争その他の変乱が原因で約款所定の高度障害状態に該当した場合に、該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料のお払込みを免除しません。

- 主たる被保険者が責任開始期以後に発生した**不慮の事故**によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**約款所定の身体障害の状態**になられたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。
ただし、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ・**ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき**
- ・**被保険者の犯罪行為によるとき**
- ・**被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき**
- ・**被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき**
- ・**被保険者が法令に定める運転資格を持たないで(運転免許の効力停止中を含みます)運転している間に生じた事故によるとき**
- ・**被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき**

※戦争その他の変乱、地震、噴火または津波が原因で約款所定の身体障害の状態に該当した場合に、該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料のお払込みを免除しません。

- 注**
1. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
 2. **不慮の事故**→普通保険約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
 3. **約款所定の身体障害の状態**→普通保険約款別表3「対象となる身体障害の状態」および備考をご覧ください。

保険料の払込免除事由が発生した場合には、ただちに、当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。必要書類については、普通保険約款の**別表1 「請求書類」**をご覧ください。

- 注**
- 主契約に付加される特約(災害入院給付特約、入院一時金特約、手術給付特約、退院給付特約、三大疾病入院給付特約、女性疾病入院給付特約、介護保障特約、死亡保障特約)についても上記の保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険料のお払込みを免除します。

特約について



特約について

- 保障を充実させる特約について 26



保障を充実させる特約について

医療保険の保障を充実させる特約として、
災害入院給付特約・入院一時金特約・手術給付特約・退院給付特約・
三大疾病入院給付特約・女性疾病入院給付特約・介護保障特約・死亡保障特約
があります。

- 特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一となります。
- 特約の保険料は、主契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。
- 特約の「被保険者の型」は、主契約の「被保険者の型」と同一となります。

災害入院給付特約

- 責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、お支払対象となる入院をされたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
災害入院給付特約	責任開始期以後に発生した 不慮の事故 によるケガにより、180日以内に継続して2日以上 病院または診療所 に入院されたとき	災害入院給付金 災害入院給付金日額 × 入院日数	主たる被保険者 ただし、ご契約者が法人で、かつ主契約の疾病入院給付金受取人である場合にはご契約者

- 注**
- 給付金等をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 - 不慮の事故**→普通保険約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
 - 病院または診療所**→普通保険約款別表5「病院または診療所」をご覧ください。
 - 入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
 - 災害入院給付金日額は、主契約の疾病入院給付金日額と同額となります。
 - この特約には、主契約の「支払限度の型」と同様に4つの型(60日型・180日型・730日型・1,095日型)がありますが、この特約の「支払限度の型」は主契約の「支払限度の型」と同一となります。
 - 主契約に「免責日数等の設定に関する特則」が付加されている場合は、この特約にも同じ特則が付加されます。この場合のお支払事由およびお支払いする給付金は次のとおりとなります。

お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金
責任開始期以後に発生した 不慮の事故 によるケガにより、180日以内に継続して5日以上 病院または診療所 へ入院されたとき	災害入院給付金 災害入院給付金日額 × (入院日数 - 4日)

- 同一の不慮の事故を直接の原因として2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

入院一時金特約

- 疾病入院給付金が支払われる入院をし、入院日数が継続して5日以上となったときに給付金をお支払いします。

入院一時金特約は、主契約に「免責日数等の設定に関する特則」が付加されている場合のみ付加できます。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
入院一時金特約	疾病入院給付金が支払われる入院をし、入院日数が継続して5日以上となったとき	入院一時金 疾病入院給付金日額の4倍	主たる被保険者 〔ただし、ご契約者が法人で、かつ主契約の疾病入院給付金受取人である場合にはご契約者〕

注

- ご契約に災害入院給付特約が付加されている場合は、災害入院給付金が支払われる入院をし、入院日数が継続して5日以上となったときにもお支払いします。
- 2回以上入院された場合で、主約款の規定により継続した1回の入院とみなされる入院については、入院一時金のお支払いは1回とします。

手術給付特約

- 責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として、お支払対象となる手術をされたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
手術給付特約	責任開始期以後に発生した病気やケガにより 約款所定の手術 を 病院または診療所 で受けられたとき	手術給付金 疾病入院給付金日額×給付倍率 〔手術の種類により、40倍、20倍または10倍〕	主たる被保険者 〔ただし、ご契約者が法人で、かつ主契約の疾病入院給付金受取人である場合にはご契約者〕

注

- 給付金等をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 約款所定の手術**→手術給付特約条項別表2「対象となる手術および手術給付割合表」および備考1~4をご覧ください。なお、同時に2種類以上の手術を受けたときは、もっとも給付倍率の高い手術のうちいずれか1種類についてのみ給付金をお支払いします。
- 病院または診療所**→普通保険約款別表5「病院または診療所」をご覧ください。



保障を充実させる特約について

退院給付特約

- 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、入院日数が継続して20日以上となった後、生存して退院されたときに給付金をお支払いします。

退院給付特約は、災害入院給付特約が付加されている場合にのみ付加できます。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
退院給付特約	疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院をし、入院日数が20日以上となった後、生存して退院されたとき	退院給付金 疾病入院給付金日額の10倍	主たる被保険者 〔ただし、ご契約者が法人で、かつ主契約の疾病入院給付金受取人である場合にはご契約者〕

三大疾病入院給付特約

- 責任開始期以後に発病した三大疾病(ガン、心疾患、脳血管疾患)によりお支払対象となる入院をされたときに給付金をお支払いします。

三大疾病入院給付特約は、主契約に「免責日数等の設定に関する特則」が付加されていない場合のみ付加できます。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
三大疾病入院 給付特約	責任開始期以後に発病した 約款所定の三大疾病 により、 継続して2日以上 病院または 診療所 に入院されたとき	三大疾病入院給付金 三大疾病入院給付金 日額×入院日数	被保険者 〔ただし、ご契約者が法人で、かつ主契約の疾病入院給付金受取人である場合にはご契約者〕

注

1. 給付金等をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **約款所定の三大疾病**→三大疾病入院給付特約条項別表2「対象となる三大疾病」をご覧ください。
※心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。
3. **病院または診療所**→普通保険約款別表5「病院または診療所」をご覧ください。
4. **入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
5. 三大疾病入院給付金日額は、主契約の疾病入院給付金日額と同額となります。
6. この特約は、主契約の「支払限度の型」にかかわらず、1回の入院・通算とも支払日数の限度はありません。
7. 同一の三大疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。
ただし、三大疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

女性疾病入院給付特約

●責任開始期以後に発病した約款所定の特定疾病によりお支払対象となる入院をされたときに給付金をお支払いします。

女性疾病入院給付特約は、主たる被保険者が女性であり、かつ主契約に「免責日数等の設定に関する特則」が付加されていない場合のみ付加できます。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
女性疾病入院 給付特約	責任開始期以後に発病した 約款所定の特定疾病 により、 継続して2日以上 病院または 診療所 に 入院 されたとき	女性疾病入院給付金 女性疾病入院給付金 日額×入院日数	被保険者 〔ただし、ご契約者が法人 で、かつ主契約の疾病入 院給付金受取人である場 合にはご契約者〕

注

- 給付金等をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 約款所定の特定疾病**→女性疾病入院給付特約条項別表2「対象となる特定疾病」をご覧ください。
- 病院または診療所**→普通保険約款別表5「病院または診療所」をご覧ください。
- 入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
- 女性疾病入院給付金日額は、主契約の疾病入院給付金日額と同額となります。
- この特約には、主契約の「支払限度の型」と同様に4つの型(60日型・180日型・730日型・1,095日型)がありますが、この特約の「支払限度の型」は主契約の「支払限度の型」と同一となります。
- 同一の特定疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。
ただし、女性疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。



保障を充実させる特約について

介護保障特約

- 責任開始期以後に発生した病気やケガにより約款所定の要介護状態に該当し、次のお支払事由に該当することが、医師によって診断確定されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
介護保障特約	約款所定の要介護状態に該当し、その要介護状態が該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが、医師によって診断確定されたとき	介護給付金	被保険者 〔ただし、ご契約者が法人で、かつ主契約の疾病入院給付金受取人である場合にはご契約者〕

注

1. 給付金等をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。

2. 約款所定の要介護状態→次のいずれかに該当した場合をいいます。

(1)常時寝たきり状態で、下表の①に該当し、かつ、下表の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態

- ①ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- ②衣服の着脱が自分ではできない。
- ③入浴が自分ではできない。
- ④食物の摂取が自分ではできない。
- ⑤大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

(2)器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

※詳しくは介護保障特約条項別表2「要介護状態」および備考をご覧ください。

死亡保障特約

●責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として、次のお支払事由に該当されたときに保険金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 保険金	お受取人
死亡保障特約	死亡されたとき	死亡保険金	死亡保険金受取人
	約款所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金	被保険者 〔ただし、ご契約者が法人で、この特約の死亡保険金受取人がご契約者の場合にはご契約者〕

注

1. 保険金等をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. 高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態になられたときからこの特約は消滅するものとします。
3. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
4. 被保険者が死亡された場合、死亡保障特約が付加されているときは上記のとおり死亡保険金をお支払いしてご契約が消滅しますが、死亡保障特約が付加されていないときはそのままご契約は消滅します。なお、解約返戻金はお支払いできません。

MEMO

給付金等のお支払いについて



給付金等のお支払いについて

●給付金等のお受取り等の手続きについて	34
●給付金等をもれなくご請求ください	39
●給付金等のお支払いの際の未払込保険料について	41
●給付金等をお支払いできない場合について	43
●給付金等をお支払いできない場合の具体例	47
●こんなときQ&A①	50



給付金等のお受取り等の手続きに

請求手続きについて

給付金等のお支払事由、保険料の払込免除事由が発生したときは、ただちに当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。

具体的なお手続き方法については、50ページをご覧ください。

- 給付金等のお支払事由等が生じましたら、ただちにご連絡ください。長期間経過しますと、お支払い等に支障をきたす場合もありますのでご注意ください。
- 給付金のお支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社にご連絡ください。
- 給付金等は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- お支払いに際し、ご提出いただいた書類に加えてご請求内容について約款所定の確認が必要な場合には、給付金等を5営業日以内にお支払いできないことがあります。この場合、確認事項に応じて約款所定の期日内にお支払いします。ただし、確認に際し、ご契約者、被保険者、給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げたり、確認等に応じていただけなかった場合、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いできません。

<約款所定の確認>の例

給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
<ul style="list-style-type: none">・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合に該当する可能性がある場合・告知義務違反に該当する可能性がある場合・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日以内

上記の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合には、お支払期限が90日、120日または180日以内となる場合があります。

●給付金等は口座振込の方法でお支払いします。

※本項目「給付金等のお受取り等の手続きについて」において、主契約の「本人型」以外の場合は、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えて適用します。

次ページにもつづきます

給付金等の代理請求について

被保険者と給付金等の受取人が同一の場合で受取人が給付金等を請求できない＜特別な事情＞があるとき、または被保険者とご契約者が同一の場合でご契約者が保険料の払込免除を請求することができない＜特別な事情＞があるときは、その代理人により請求できることがあります。

代理人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

＜特別な事情＞の例

- ①被保険者本人が、病名・病状等を知らされていないため（例えば、ガンの場合）、給付金等を請求できない場合
- ②障害または病気により給付金等を請求する意思表示ができないまたは困難であると当社が認めた場合
- ③その他、上記①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

●代理請求できる給付金等の範囲については、ご契約内容に応じて次の通りお取扱いします。

主契約・特約	代理請求の対象となる給付金等	適用される制度(特約)	
		代理請求特約付加あり	代理請求特約付加なし
医療保険	疾病入院給付金	代理請求特約	—
災害入院給付特約	災害入院給付金		
入院一時金特約	入院一時金		
手術給付特約	手術給付金		
退院給付特約	退院給付金		
三大疾病入院給付特約	三大疾病入院給付金		
女性疾病入院給付特約	女性疾病入院給付金		
介護保障特約	介護給付金		
死亡保障特約	高度障害保険金		
—	保険料の払込免除		

給付金等のお受取り等の手続きについて

代理請求特約について

被保険者と給付金等の受取人が同一の場合で受取人が給付金等を請求できない<「特別な事情」>があるとき、または被保険者とご契約者が同一の場合でご契約者が保険料の払込免除を請求することができない<「特別な事情」>があるときは、その代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）により請求することができます。

代理請求人（指定代理請求人を含みます。以下同じ。）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

■代理請求できるご契約について

- ご契約が次に該当する場合には代理請求をお取扱いします。

- ①給付金等については、被保険者と受取人が同一であること
- ②保険料の払込免除については、被保険者とご契約者が同一であること

注

- 1.疾病入院給付金の受取人が法人である場合には、代理請求特約は付加できません。
- 2.故意に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者は、代理請求人としてのお取扱いを受けることはできません。

代理請求人について

- ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ指定した場合（この指定された者を指定代理請求人といいます）。ただし、代理請求時においてもこの範囲内であることを要します。

請求者（指定代理請求人）

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
- ④被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑤被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている上記④以外の者
- ⑥被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- ⑦その他上記⑤および⑥に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

※⑤～⑦については、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人またはご契約者のために給付金等または保険料の払込免除を請求すべき適當な理由があると当社が認めた者に限ります。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。

- 指定代理請求人が指定されていない場合(指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に上記①～⑦のいずれの者にも該当しない場合を含みます)、または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

⑧死亡保険金受取人

※請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。

- ・上記⑧に該当する者がいない場合または⑧に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

⑨請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

- ・上記⑧もしくは⑨に該当する者がいない場合または上記⑧もしくは⑨に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

⑩請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

注 1.代理請求する時点で代理請求人としての要件を満たさない場合は、ご請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。

2.疾病入院給付金の受取人を法人に変更した場合には、代理請求特約は消滅します。

・給付金等を代理請求にお支払いした場合に、そのお支払い後に給付金等のご請求を受けても、当社はこれをお支払いすることはできません。

・代理請求に基づき給付金等をお支払いした場合、被保険者にはお支払いの旨をご連絡しません。ただし、請求書類やお支払明細を郵送した際に、被保険者がこれらをご覧になってしまことによって、お支払いの事実や真の病名を知ってしまう可能性があります。

お支払いの事実や病名について配慮が必要な場合は、ご請求の際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。

・給付金等の請求後のご契約者または被保険者からのご照会について、当社は直接の回答をせず代理請求人にご連絡をとらせていただくことがあります。

代理請求制度について

●死亡保障特約においては、被保険者が高度障害保険金を請求できない特別な事情があるとき（被保険者本人が意思表示能力を失っている場合等）は、その代理人として死亡保険金受取人が高度障害保険金を請求することができます。（法人が受取人である場合を除きます。）

ただし、その場合、高度障害保険金の請求の際に、死亡保険金受取人が被保険者と同居しているか、または、生計を一にしていることが必要です。

死亡保険金受取人が被保険者と同居しておらず、かつ、生計を一にしている場合には代理請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。

●介護保障特約においては、被保険者が介護給付金を請求できない特別な事情があるとき（被保険者本人が意思表示能力を失っている場合等）は、その代理人として次の者が介護給付金を請求することができます。（法人が受取人である場合を除きます。）

- (1) 介護給付金の請求の際に、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の配偶者
- (2) (1)に該当する者がいない場合または(1)に該当する者が請求できない特別な事情がある場合は、請求時において次のいずれかに該当する者
 - ①被保険者と同居している被保険者の3親等内の親族
 - ②被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (3) (1)もしくは(2)に該当する者がいない場合または(1)もしくは(2)に該当する者が請求できない特別な事情がある場合には、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または変更指定した者

給付金等をもれなくご請求ください

給付金

次ページにもつづきます

保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができる可能性があるかもしれません。

保険金・給付金等をご契約内容に応じてもれなくご請求いただくために、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約(特約)内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。

なお、ご不明な点につきましては、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

複数のご契約(特約を含む)をされている場合

●同一の被保険者で複数のご契約をされている場合がありますので、あわせてご確認ください。

複数のご契約の被保険者となっている場合

ご契約内容により

複数のご契約から給付金・保険金等をお支払いできる場合があります。

- 例
- ・ご契約者名が異なる契約がある
 - ・加入時期が異なる契約がある
 - ・ご家族として保障される契約(家族型、夫婦型等)がある
 - ・勤務先で団体保険に加入している 等

ご請求が悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中による場合

以下のいずれかの病気の場合

- ・悪性新生物(ガン)
- ・急性心筋梗塞
- ・脳卒中

ご契約内容により

保険金等をお支払いできる場合があります。

- 例
- ・特定疾病保障終身保険
 - ・特定疾病保障定期保険
 - ・三大疾病入院給付特約
 - ・三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型)(18) 等

保険料のお払込みを免除できる場合があります。

- ・保険料払込免除特約
- ・新保険料払込免除特約

給付金等のお支払いについて

給付金等をもれなくご請求ください
給付金等のお受取り等の手続きについて

ご請求が「約款所定の障害状態」や「約款所定の介護状態」等による場合

病気や事故により、
 ・両眼が全く見えなくなった
 ・耳が聞こえなくなった
 ・片半身が完全に麻痺してしまった
 ・手や足を切断した
 等の約款所定の障害状態となった

病気や事故により、
 歩行・入浴・食事・排泄等に介護を要する
 等の約款所定の介護状態となった



ご契約内容により

保険金等をお支払いできる場合があります。

- 例) ・新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)
 ・新傷害特約(事故を原因とする場合に限る)
 ・介護保障特約
 ・終身介護保障特約(無解約返戻金型)(18) 等

保険料のお払込みを免除できる場合があります。

- ・保険料払込免除特約
 ・普通保険約款所定の身体障害の状態により
 保険料のお払込みが免除となる場合もあ
 ります。

死亡保険金等をご請求の場合

●入院や手術をしたときに給付金等をお支払いできる契約の場合がありますので、あわせてご確認ください。

- ・お亡くなりになる前に、入院や手術をした場合
- ・被保険者に意思能力がない等の理由で請求できなかった給付金がある場合
- ・医師より被保険者本人が傷病名の告知を受けていなかった(被保険者本人が自らの病状を知らなかつた)場合



ご契約内容により

ご契約に、入院や手術等の保障がついている場合、給付金等をお支払いできる場合があります。

- 例) ・新災害入院特約
 ・新疾病入院特約
 ・医療保険
 ・低・無解約返戻金選択型医療保険
 ・低・無解約返戻金選択型医療保険(18) 等

注

ご契約の保険種類にかかわらず、一般的な内容を掲載しています。

以上の例にあてはまる場合でもお支払いできないことがあります。

(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」および(47)ページ「給付金等をお支払いできない場合の具体例」をご覧ください。

詳細につきましては、ご契約の「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。

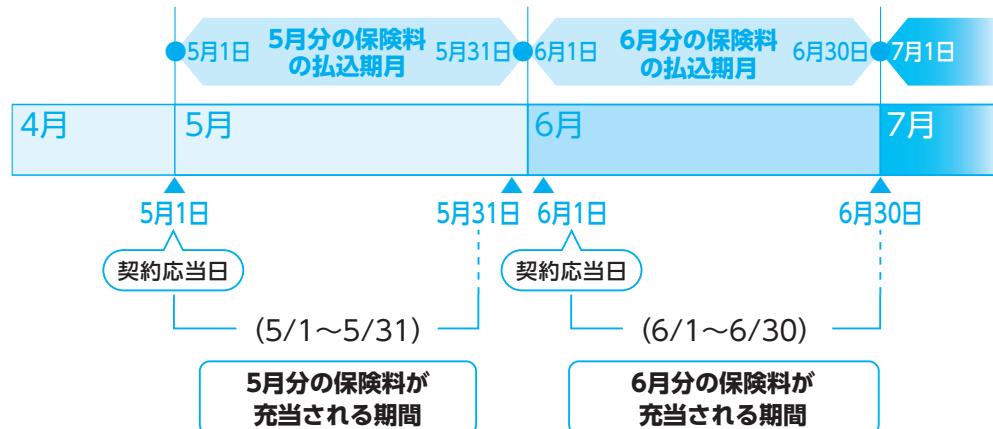
給付金等のお支払いの際の未払込保険料について

給付金

次ページにもつづきます

- 保険料は、毎払込期月の契約日の応当日から次の払込期月の契約日の応当日の前日までの期間に充当されます。

[例]月払口座振替契約の場合の保険料充当期間

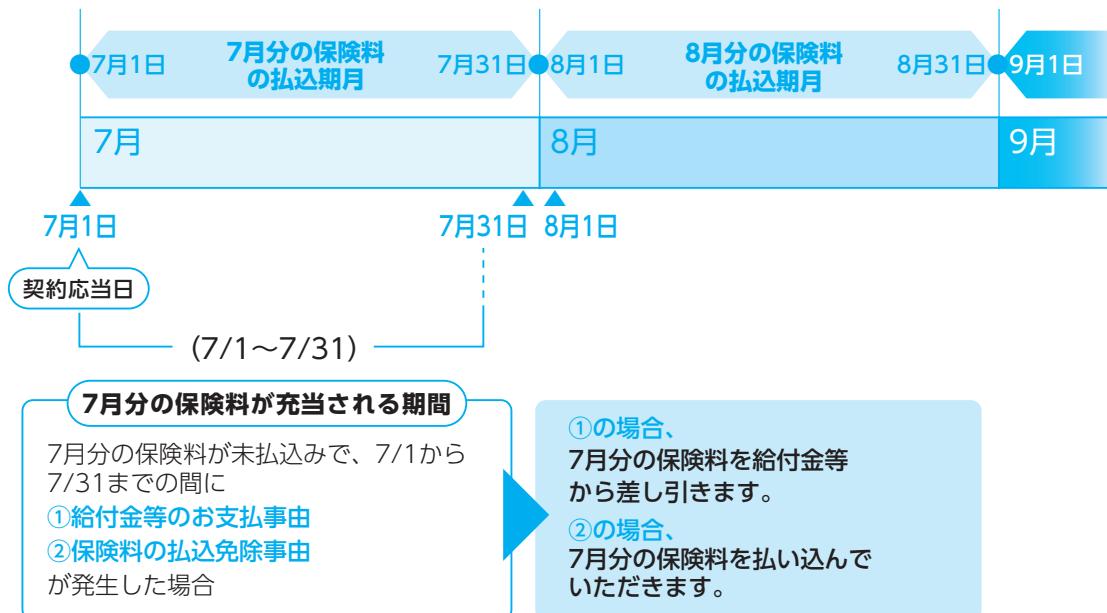


- したがって、給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のとおりとなります。

給付金等を支払うとき………未払込保険料を給付金等から差し引きます。

保険料の払込免除のとき………未払込保険料を払い込んでいただきます。

[例]月払口座振替契約の場合



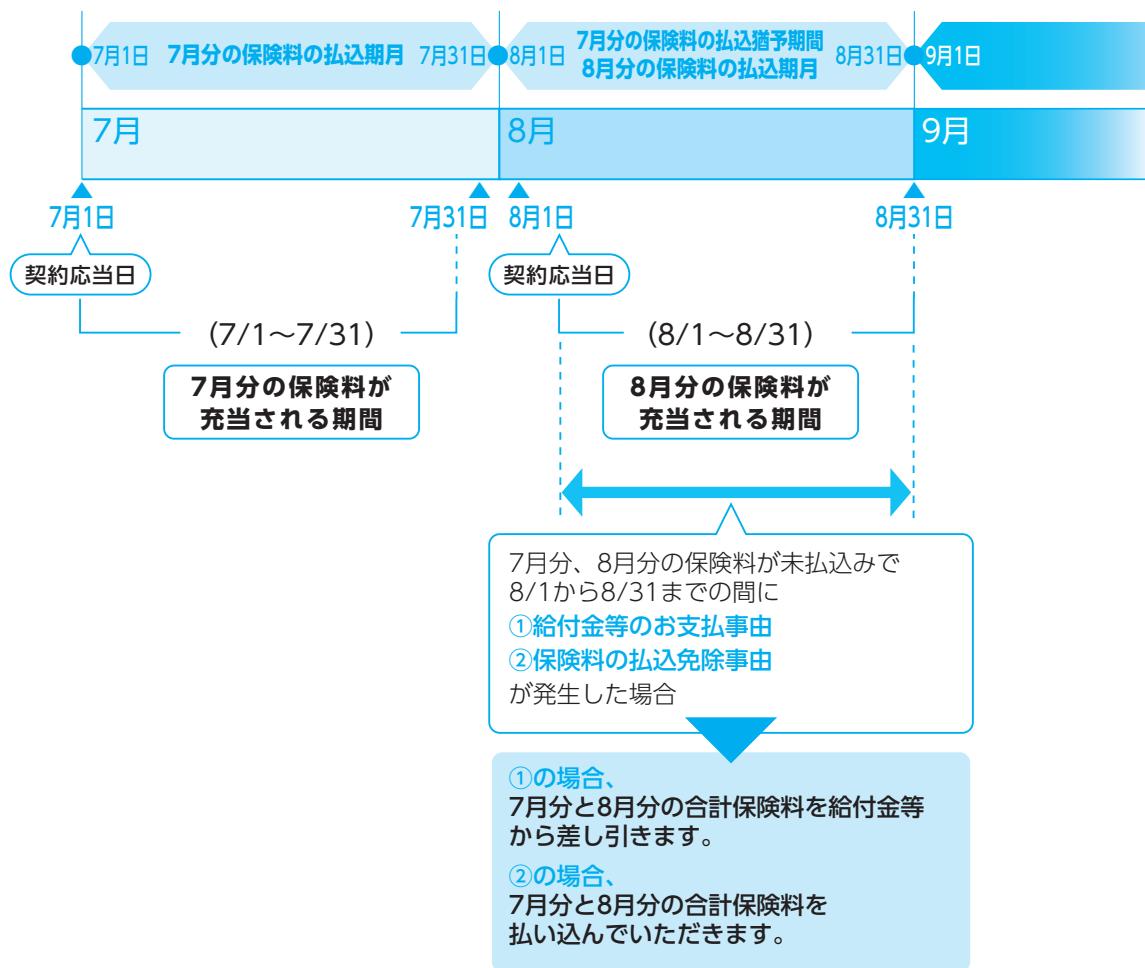
給付金等のお支払いの際の未払込保険料について

- なお、月払口座振替契約で保険料の払込猶予期間中に給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のとおりとなります。

給付金等を支払うとき…………… 2か月分の保険料を給付金等から差し引きます。

保険料の払込免除のとき…………… 2か月分の保険料を払い込んでいただきます。

[例]月払口座振替契約の場合



給付金等をお支払いできない場合について

給付金

次ページにもつづきます

お支払事由に該当しない場合

- お支払事由に該当しない場合は給付金等をお支払いすることはできません。

- ① 当社が保障の責任を開始する前に生じた病気や不慮の事故によるケガを原因とする高度障害状態や入院・手術等
- ② 約款に定める事由に当てはまらない入院
 - ・ 入院された日数が約款に定めた日数に満たない場合
 - ・ 入院給付金を約款に定めた支払日数の限度まですでにお支払いしている場合
 - ・ 治療をともなわない入院の場合(美容整形や人間ドックのための入院) 等
- ③ 約款に定める要件に当てはまらない手術
 - ・ 約款「手術給付割合表」に定める種類の手術に該当しない場合
 - ・ 吸引・穿刺等手術の定義に当てはまらない場合
 - ・ 治療をともなわない手術の場合(美容整形や診断・検査のための手術) 等

注

当社が保障の責任を開始する前に生じた病気やケガを原因とする高度障害状態や入院・手術等についても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。(約款に特段の定めがある場合に限ります。)

- ・ 責任開始期から約款所定の期間が経過した後に開始した入院や受けた手術等の場合
- ・ お申込みや復活の際に責任開始期前に生じた病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、高度障害状態や入院・手術等の原因となる病気やケガを当社が知っていた場合
- ・ 高度障害状態や入院・手術等の原因となる病気やケガについて、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがなかった場合
ただし、それらの症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

給付金等のお支払いについて

給付金等をお支払いできない場合について
給付金等のお支払いの際の未払込保険料について

給付金等をお支払いできない場合について

お支払事由に該当してもお支払いできない場合

●次のような場合には、給付金等のお支払事由に該当しても給付金等をお支払いすることはできません。

保険種類	給付金等	お支払いできない場合
<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険 ・災害入院給付特約 ・手術給付特約 	疾病入院給付金 災害入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます）運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき <p>・疾病入院給付金、手術給付金については、上記の①～⑥に加えて被保険者の薬物依存によるとき</p>
介護保障特約	介護給付金	<ul style="list-style-type: none"> ①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の薬物依存によるとき
死亡保障特約	死亡保険金 高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ①責任開始日（または復活日）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いする場合があります。) ②ご契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき (ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。) <p>ご契約者または被保険者の故意によるとき</p>

※保険料の払込免除事由に該当しても保険料のお払込みを免除できない場合については、(24)ページ「保険料の払込免除について」をあわせてご覧ください。

告知義務違反による解除の場合

●告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が発生していても、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

不法取得目的による無効の場合

- ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときには、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料はお戻しません。

詐欺による取消の場合

- ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結または復活が行われたときには、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料はお戻しません。

重大事由による解除の場合

重大事由とは

- ①給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
- ②給付金等の請求に関し詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③ご契約者、被保険者もしくは死亡保険金の受取人が、**反社会的勢力**に該当すると認められるとき、またはこれらの**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係**を有していると認められるとき
- ④他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤この保険を継続することを期待し得ない上記と同等の以下のような事由があるとき
 - ・この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき
 - ・ご契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が他の生命保険会社等との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されたとき 等

- 重大事由に該当し、主契約・特約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払事由や保険料の払込免除事由による給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。(上記③の事由にのみ該当した場合で、死亡保険金の受取人が複数のときは、死亡保険金のうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた死亡保険金を、除いた額を他の受取人にお支払いします。)

- 注**
- 1.「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - 2.「反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与または反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または死亡保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

給付金等をお支払いできない場合について

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効している場合

- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間に給付金等のお支払事由が生じても給付金等をお支払いすることはできません。

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例

- 給付金等のお支払事由が次の原因により生じた場合に、お支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険（主契約・特約）の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、その程度に応じ、金額を削減して支払うか、またはその金額の全額をお支払いしない場合があります。

保険種類	給付金等	お支払いできる場合（お支払事由）が 次の原因により生じた場合
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保障特約 ・死亡保障特約 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付金 ・死亡保険金 ・高度障害保険金 	戦争その他の変乱
<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険 ・災害入院給付特約 ・手術給付特約 ・退院給付特約 ・入院一時金特約 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病入院給付金 ・災害入院給付金 ・手術給付金 ・退院給付金 ・入院一時金 	戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

給付金等をお支払いできない場合の具体例

給付金

次ページにもつづきます

給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約(特約)内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によって取扱いに違いが生じることがあります。

事例① 入院給付金等(責任開始期前の発病)

お支払いできない場合	ご契約前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、ご契約後に悪化し入院されたとき		入院
	発病	責任開始期	
お支払いできる場合	ご契約後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院されたとき		入院
	責任開始期	発病	

ご契約前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、ご契約後に悪化し入院されたとき

発病 責任開始期 入院

ご契約後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院されたとき

責任開始期 発病 入院

入院給付金等は、一般的にご契約(特約)の責任開始期以後に発生した病気や不慮の事故によるケガを原因とする場合をお支払いの対象と定めています。したがって、責任開始期前に生じた病気やケガを原因とする場合には、お支払いすることはできません。

なお、責任開始期前の病気やケガを原因とする入院・手術等についても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。(約款に特段の定めがある場合に限ります。)

- ・責任開始期から約款所定の期間が経過した後に開始した入院や受けた手術等の場合
- ・お申込みや復活の際に責任開始期前の病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、入院・手術等の原因となる病気やケガを当社が知っていた場合

事例② 入院給付金(支払限度日数の超過)

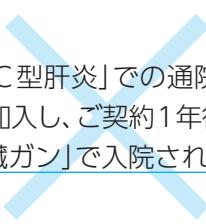
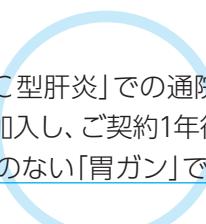
お支払いできない場合	1回の入院に対して支払われる限度日数が60日のご契約において、「結核」で70日間入院され、退院から100日後に再び同じ「結核」で30日間入院されたとき		ご契約(特約)により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められており、その日数を超えた入院については、給付金はお支払いすることはできません。
	1回目の入院は60日分お支払いしますが、2回目の入院は1回目と通算されるため、支払日数の限度(60日)を超過することになるので、お支払いすることはできません。		
お支払いできる場合	1回の入院に対して支払われる限度日数が60日のご契約において、「結核」で70日間入院され、退院から200日後に再び同じ「結核」で30日間入院されたとき		ご契約(特約)により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められており、その日数を超えた入院については、給付金はお支払いすることはできません。
	1回目の入院は60日分、2回目の入院は30日分お支払いします。		

給付金等のお支払いについて

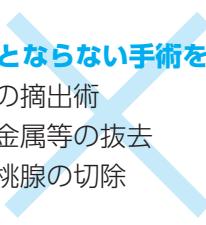
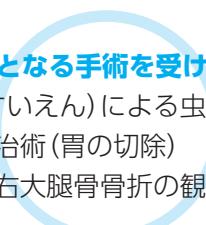
給付金等をお支払いできない場合の具体例

給付金等をお支払いできない場合の具体例

事例③ 入院給付金(告知義務違反による解除の場合)

<p>お支払いできない場合</p> <p>ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で入院されたとき</p> 	<p>ご契約いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知していただく義務があります。</p> <p>故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、給付金等をお支払いすることはできません。</p> <p>ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、ご契約は解除となるものの、給付金等はお支払いします。</p>
<p>お支払いできる場合</p> <p>ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃ガン」で入院されたとき</p> 	

事例④ 手術給付金(お支払対象とならない手術)

<p>お支払いできない場合</p> <p>お支払事由の対象とならない手術を受けられたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皮膚の良性腫瘍の摘出術 ・骨折で固定した金属等の抜去 ・扁桃炎による扁桃腺の切除 	<p>ご契約(特約)により、手術給付金の支払事由となる手術の範囲を定めており、そのいずれにも該当しない手術を受けた場合には、給付金をお支払いすることはできません。</p>
<p>お支払いできる場合</p> <p>お支払事由の対象となる手術を受けられたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虫垂炎(ちゅうすいえん)による虫垂切除術 ・胃ガンによる根治術(胃の切除) ・交通事故による右大腿骨骨折の観血手術 	<p>手術給付金のお支払事由は、保険種類等により異なる場合がありますので、具体的な事例につきましては、お客さまサービスセンターへお問い合わせください。</p>

事例⑤ 高度障害保険金(お支払事由に該当しない障害状態)

お支払いできない場合	ご契約後に発生した「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、 <u>食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行えるとき</u>	高度障害保険金は、責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として約款に定める障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款に定める障害状態に該当しない場合にはお支払いすることはできません。
お支払いできる場合	ご契約後に発生した「脳梗塞」によって全身の機能が低下し、 <u>食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがないとき</u>	なお、高度障害保険金の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

こんなときQ&A①

給付金等のお支払事由が発生したときは、ただちに当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター
携帯電話からもご利用いただけます

0120-324-386 (無料)

受付時間

月～金 9：00～18：00 土 9：00～17：00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ご利用方法

- ・プライバシー保護のため、各種お申し出・お問い合わせは契約者(給付金等請求の場合は受取人)さまご本人からご連絡ください。
契約者さま以外の方にはお手続きの受付やご案内ができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・受付時には証券番号を確認させていただきます。お手元に保険証券等、証券番号がわかるものをご用意ください。

インターネットホームページサービス (<https://www.msa-life.co.jp>)

当社インターネットホームページ上で保険金・給付金請求等のお申し出を行うことができます。

(お申し出受付後、請求書類を送付させていただきます。)

また、入院・手術給付金等の請求については、請求書類をインターネットホームページから直接取り出すことができます。

入院給付金等のご請求手続き

お手元の保険証券をご覧いただき、次の点をご確認ください。

約款所定の日数以上の入院をされていますか?

このたび入院された方は、被保険者ご本人ですか?

特定部位不支払(該当のご契約の場合、保険証券に記載されています)によりお支払対象外となる部位のご病気ではありませんか?



こんなときQ&A ①

給付金等のご請求手続きには以下の書類を提出してください。

給付金等を請求するための提出書類一覧

診断書や公的書類等の取得費用は、お客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

項目	提出書類	請求書	保険証券	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票	医師の死亡証明書・診断書	(不慮の事故であることを証する書類) 事故状況報告書等
疾病入院給付金							
三大疾病入院給付金							
女性疾病入院給付金							
入院一時金	●					●	
手術給付金							
退院給付金							
介護給付金							
災害入院給付金	●					●	●
死亡保険金	●	○	○	○	●		
高度障害保険金	●	○				●	
保険料の払込免除	●	○				●	●

※●は当社所定の書類です。お客さまサービスセンターまでお申し出ください。

※当社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

※代理請求特約により給付金等を代理人(代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)が請求する場合には、上記提出書類とは異なりますので、当社お客さまサービスセンターまでご照会ください。

MEMO

ご契約後について



ご契約後

●保険料のお払込みが困難になられたとき	54
●保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	55
●ご契約の復活について	56
●主たる被保険者が死亡されたとき	57
●ご契約の見直しについて	58
●ご契約者・死亡保険金受取人の変更について	59
●保険料の払込方法について	60
●解約と解約返戻金について	61
●債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について	62
●被保険者によるご契約者への解除請求について	63
●管轄裁判所について	63
●税法上のお取扱いについて	64
●こんなときは、ただちにご連絡ください	67
●こんなときQ&A②	68

保険料のお払込みが困難になられたとき

ご契約後

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約をご継続できる方法があります。

保険料の負担を軽くしたいとき

■給付金日額等の減額

- 給付金日額等を少なくして以後の保険料を少なくする方法です。(当社所定の給付金日額等を下回る場合等はお取扱いできません。)
- 減額部分に対応する解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

■特約の解約(ご契約に特約が付加されている場合)

- ご契約に付加されている特約を解約して以後の保険料を少なくする方法です。
(この場合、解約された特約の保障はなくなります。)
- 解約された特約に解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

注

1. それぞれの方法のご利用には、当社所定の条件を満たすことが必要になります。
2. 一時的に保険料の都合がつかないときのための「自動振替貸付(お立替え)」、途中から保険料のお払込みを中止してご契約を有効に継続する「払済保険への変更」、「延長保険への変更」のお取扱いはありません。また、「契約者貸付」のお取扱いもありません。

保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

ご契約後

保険料のお払込みが遅れますとご契約が失効となる場合があります。

保険料の払込猶予期間

- 保険料払込期月中にご都合のつかない場合は、次の払込猶予期間内にお払込みください。

■月払契約のとき

払込期月の翌月初日から末日まで

■年払・半年払契約のとき

払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)まで
ただし、払込期月の契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日まで

注 保険料の払込方法(回数)を変更された場合は、払込猶予期間もそれに応じて変わります。

ご契約の失効

- 払込猶予期間内に保険料のお払込みがないと、ご契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

保険料の払込猶予期間とご契約の失効について
保険料のお払込みが困難になられたとき

ご契約後について

ご契約の復活について

ご契約後

万一ご契約が失効した場合でも、失効日からその日を含めて1年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

手続きの内容

- 復活請求書を提出していただきます。
- 復活に必要な保険料を一括してお払込みいただきます。
- 健康状態等について改めて告知していただきます。(ご契約によっては診査も必要です。)

注

1. ご契約を解約された場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。(当社が復活をお断りすることがあります。)
2. また、告知いただいたことがらが事実と相違していた場合、給付金等をお支払いできないことがあります。

復活を承諾した場合の保障の開始(責任開始期)について

- 当社がご契約の復活を承諾した場合には、復活に必要な保険料の全額を当社が受け取った時(告知の前に受け取ったときは、告知の時)から保険契約上の保障を開始します。

主たる被保険者が死亡されたとき

ご契約後

●主たる被保険者が死亡されたときは、ご契約は消滅します。ただちに、当社お客さまサービスセンターにご連絡ください。

・解約返戻金はお支払いできません。

・ご契約に死亡保障特約が付加されている場合は、死亡保険金をお支払いします。

●ご契約が家族型、夫婦型、親子型の場合には、配偶者、子を被保険者とする本人型の契約を新たに締結することができます。

注

1. 新たな保険契約の締結は、当社所定の範囲内でお取扱いします。
2. 新たに締結する保険契約の保険料は、改めて計算します。
3. 新たに締結する疾病給付金日額は、消滅した保険契約における配偶者および子それぞれの疾病給付金日額と同額以下とします。
4. 給付金のお支払いの取扱い等については、新たに締結した保険契約と消滅した保険契約は継続した保険期間とみなします。

主たる被保険者が死亡されたとき
ご契約の復活について

ご契約後について

ご契約の見直しについて

ご契約後

保障内容の拡充について

保障内容を大きくするときには、次のような方法がご利用いただけます。

■追加契約

- 現在のご契約に追加して、別の新しい保険をご契約いただく方法です。現在のご契約は継続し、ご契約件数が増えことになります。
- 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
- 新しい保険のご契約時の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。

■特約の中途付加

- 現在のご契約に、被保険者の同意を得て、特約を中途付加して保障内容を充実させる方法です。
- 中途付加した特約の保険料は、直前の年単位の契約応当日時点の年齢、中途付加時点の保険料率により計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。また、その際、直前の年単位の契約応当日から中途付加時までの責任準備金の差額のお払込みが必要となる場合があります。

注

1. それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、当社所定の条件を満たすことが必要になります。
2. いずれの方法をご利用いただく場合も、改めて診査(または告知)が必要になります。健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。

ご契約の見直しにあたっては、条件等の詳しいことを必ず社員または代理店までお問い合わせください。

ご契約者・死亡保険金受取人の変更について

ご契約後

ご契約者の変更について

- ご契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得て、ご契約者を変更することができます。
- ご契約者を変更した場合は、ご契約についての一切の権利義務が新たなご契約者に引き継がれます。

死亡保険金受取人の変更について

ご契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。死亡保険金受取人の変更には次のような方法があります。

■ご契約者からのお申し出(通知)による死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は、死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当社にお申し出(通知)いただくことにより、死亡保険金受取人を変更することができます。

■遺言による死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は、死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へお申し出(通知)ください。

注

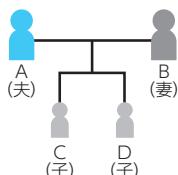
いずれの場合も当社がお申し出(通知)を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

死亡保険金受取人が死亡された場合

死亡保険金受取人が死亡されたときは、新しい死亡保険金受取人に変更していただきますので、当社お客様サービスセンターにただちにご連絡ください。

- 死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

例)
ご契約者・被保険者 Aさん
死亡保険金受取人 Bさん



●Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。

- その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、Cさん、Dさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

注

保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にお申し出ください。

保険料の払込方法について

ご契約後

保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

年払または半年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要になったときは次のとおりお取扱いします。

- ご契約の消滅等(死亡・解約・減額等)により、保険料のお払込みが不要となった場合には、残りの保険料充当期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額があればお戻しします。

【ご契約例】年払契約 契約応当日:1月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その直後に到来する契約日の年単位の応当日の前日までの期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額をお戻しします。したがって、5月25日から12月31日までの7か月分(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額をお戻しします。



注

月払のご契約の場合、ご契約が途中で消滅等(死亡・解約・減額等)した場合でも、保険料相当額はお戻できません。

解約と解約返戻金について

ご契約後

ご契約を途中でおやめになると、多くの場合、解約返戻金があっても払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されると、まったくないか、あってもごくわずかです。

ご契約の長期継続をおすすめします

- ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障等にお役にたつ貴重な財産ですから、大切にご継続ください。
- 保険料のお払込みが困難になられて [ご契約の解約をお考えでしたら、\(54\)ページ「保険料のお払込みが困難になられたとき」をお読みください。](#)

解約返戻金について

- 生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部はご契約全体の年々の給付金等のお支払いに、また他の一部は生命保険会社の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が給付金等のお支払いや、販売、診査、証券作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

- 解約返戻金の額はご契約時の年齢・性別・経過年(月)数等により異なります。
- 解約返戻金は年々増加していくものとは限りません。
被保険者のご契約時の年齢や保障額との関係等で下がることがあります。
- 効力を失ったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

解約について

- やむを得ずご契約を解約される場合には、当社お客さまサービスセンターへお申し出いただき当社所定の書類をご提出ください。
この場合、解約返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。
- 解約返戻金は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- 主契約を解約されると、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。解約返戻金はご契約の種類、経過年(月)数等によって異なりますが、多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金は口座振込の方法でお支払いします。

債権者等による解約についてと 受取人によるご契約の存続について

ご契約後

差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約請求の通知が当社に到着したときから1か月を経過した日に効力を生じます。

給付金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約のお申し出を行った場合でも、解約請求の通知が当社に到着した日において、次のすべてに該当する給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- 給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約請求の通知が当社に到着した日から1か月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約請求の通知が当社に到着した日に解約した場合の解約時支払額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対してお申し出いただくこと
(当社へのお申し出についても期間内に行うことが必要です。)

被保険者によるご契約者への解除請求について 管轄裁判所について

ご契約後

被保険者によるご契約者への解除請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約において、次のいずれかの事由に該当された場合には、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者からの解除の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要があります。(保険法第58条、第87条により適用)

- ①ご契約者または給付金等の受取人が、給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
- ②給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③その他、ご契約者または給付金等の受取人に対する被保険者の信頼が損なわれ、ご契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、被保険者となることの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき

管轄裁判所について

●給付金等または保険料の払込免除のご請求に関する訴訟については、当社の本社または受取人の住所地と同一の都道府県内にある課支社(同一の都道府県内に課支社がないときは最寄りの課支社)の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

被保険者によるご契約者への解除請求について・管轄裁判所について
債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について

ご契約後について

税法上のお取扱いについて (2021年1月現在)

ご契約後

税法上のお取扱いについては、2021年1月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。個別のお取扱い等については、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご相談ください。

生命保険料控除について

1年間の正味払込保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除されますので、その分に応じて税金がお安くなります。

●生命保険料控除の対象となるご契約

申告される方が保険料を払い込んでおられ、かつ、保険金等の受取人が次のいずれかの方であること。

- ・申告者ご本人
- ・申告者の配偶者その他のご親族

●生命保険料控除の対象となる保険料

1月から12月までにお払込みになられた保険料の合計額

生命保険料控除額について

課税対象額から控除されます

●所得税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額:それぞれ40,000円(全体の適用限度額:120,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 20,000円
80,000円を超えるとき	一律40,000円

●住民税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額:それぞれ28,000円(全体の適用限度額:70,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 14,000円
56,000円を超えるとき	一律28,000円

注

「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」は法律に基づいた当社所定の判定にて分類し、各生命保険料控除額を算出しています。

(例)

- ・「一般生命保険料」…生存または死亡に基因して一定額の保険金、その他の給付金をお支払いする部分に係る保険料
- ・「介護医療保険料」…介護医療保険契約等に係る保険料
- ・「個人年金保険料」…個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約に係る保険料

■生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下「控除証明書」といいます。)を発行します。

- **給与所得者**

「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して、勤務先に提出してください。

- **申告納税者**

確定申告の際、「確定申告書」に「控除証明書」を添付して、税務署に提出してください。

●生命保険料控除証明書

- **年払・半年払契約**

9月末日までにお払込みの場合は、10月に「控除証明書」をお送りします。10月1日以降にお払込みの場合は入金確認後にお送りします。

- **月払契約**

□座振替扱でお払込みの場合、9月分の入金確認後「控除証明書」をお送りします。

給付金等の税法上のお取扱いについて

●給付金等に関する非課税扱いについて

被保険者が受取人のときは、給付金等には税金がかかりません。

●死亡保険金への課税について

ご契約者・被保険者と保険金受取人の関係によって、次のとおり異なります。

契約形態	課税される税金
ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
ご契約者と保険金受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)
ご契約者・被保険者・保険金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税



保険金受取人はご契約後変更できますが、保険金のお支払事由発生後は変更できません。

こんなときは、ただちにご連絡ください

ご契約後

- 次のようなときには、当社お客さまサービスセンター（TEL:0120-324-386）にご連絡ください。

契約内容の変更	・保険料の負担を軽くしたい <しおり(54)>
	・保障内容を大きくしたい <しおり(58)>
	・途中から特約を付けたい <しおり(58)>
	・ご契約者・死亡保険金受取人を変えたい <しおり(59)>
	・死亡保険金受取人が死亡した <しおり(59)>
	・引っ越しして住所が変わった
	・町名・番地が変わった
	・法人契約で被保険者が退職した
	・ご契約者が死亡した
	・姓が変わった
	・名前を変えた
	・法人契約で社名が変わった
給付金等の請求	・給付金等を請求したい <しおり(34)>
その他	・主たる被保険者が死亡した <しおり(57)>
	・解約したい <しおり(61)>
	・保険証券を紛失した

[お願い]

- ご契約に関するご照会やご通知の際には、必ず保険証券の保険証券番号、ご契約者のご住所とお名前および被保険者のお名前をお知らせください。
- 保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですから、大切に保管してください。

こんなときは、ただちにご連絡ください
税法上の取扱いについて

ご契約後について

こんなときQ&A②

お客さまダイレクト対応

給付金等請求、ご住所・お名前等の変更手続き、契約者貸付・解約手続きのお申し出、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせは、当社お客さまサービスセンターにてお受けします。

お客さまサービスセンター

携帯電話からもご利用いただけます

0120-324-386 (無料)

受付時間

月～金 9：00～18：00 土 9：00～17：00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ご利用方法

- ・プライバシー保護のため、各種お申し出・お問い合わせは契約者(給付金等請求の場合は受取人)さまご本人からご連絡ください。
契約者さま以外の方にはお手続きの受付やご案内ができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・受付時には証券番号を確認させていただきます。お手元に保険証券等、証券番号がわかるものをご用意ください。

※「ご契約の見直しについて」の手続きは、代理店までお申し出ください。

お電話のみでお手続きが完了します



- 住所変更
- 控除証明書再発行
- ご契約のしおり・約款の再交付

手続き方法等のご相談を承ります



「こんな時、どうすれば?」と、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- ・「保険証券を紛失してしまった」
- ・「うっかり、お金を銀行口座に入れ忘れ、契約が失効してしまった」
- ・「入院をしたが、給付金請求の手続きはどうすれば良いのだろう」

商品内容、ご契約内容のお問い合わせ



商品内容、ご契約内容等、各種お問い合わせを承ります。

- ・「商品内容をもう一度詳しく教えてほしい」
- ・「契約内容について改めて確認したい」
- ・「契約者貸付の可能額を知りたい」

インターネットで請求についてのお申し出を受け付けます



- 改姓
- 保険料のお支払口座変更
- 死亡等の保険金請求
- 入院等の給付金請求(※)
(※請求書類をインターネットホームページから直接取り出すことができます。)

便利なインターネット手続き

URL <https://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MEMO

いろんなときQ&A
②

ご契約後について

約款をお読みいただく前に

◆約款中では、ご契約者と保険会社との契約内容を、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて規定しております。

条…「第X条」と表記されています。

項…「X.」と表記されています。

号…「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙するところがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】会社の責任開始期 第1条(責任開始期)の規定の場合

第1条 第1条(責任開始期)

第1項

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書(電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。)により申し込むことを要します。

第2項

2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法(回数)が月払の契約(以下「保険料月払契約」といいます。)の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。

〈第3項から第5項は記載省略〉

この「前項」とは、「第1項」を指します。

第6項

6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。

第1号

(1)会社名

第2号

(2)保険契約者の氏名または名称

〈第3号以下は記載省略〉

医療保険普通保険約款

1. 会社の責任開始期	3
第1条（責任開始期）	3
2. 被保険者の型および被保険者の範囲	3
第2条（被保険者の型および被保険者の範囲）	3
第3条（配偶者および子の疾病入院給付金日額）	4
3. 給付金の支払	4
第4条（疾病入院給付金の支払）	4
第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	5
第6条（支払限度の型）	5
第7条（疾病入院給付金の支払限度）	5
第8条（保険契約の消滅）	5
4. 保険料の払込免除	6
第9条（保険料の払込免除）	6
第10条（保険料の払込を免除しない場合）	6
第11条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	6
5. 告知義務、保険契約の解除、無効および取消	7
第12条（告知義務）	7
第13条（告知義務違反による解除）	7
第14条（保険契約を解除できない場合）	7
第15条（不法取得目的による無効）	7
第16条（詐欺による取消）	8
6. 重大事由による解除	8
第17条（重大事由による解除）	8
7. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効	8
第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）	8
第19条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）	9
第20条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）	9
第21条（第2回以後の保険料の払込）	9
第22条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	9
第23条（保険料の払込方法（経路））	10
第24条（保険料の前納および一括払）	10
第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）	10
第26条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）	10
第27条（保険契約の失効）	11
8. 保険契約の復活	11
第28条（保険契約の復活）	11
9. 保険契約者の住所の変更	11
第29条（保険契約者の住所の変更）	11
10. 契約内容の変更	11
第30条（疾病入院給付金日額の減額）	11
第31条（被保険者の型の変更）	11
第32条（保険期間または保険料払込期間の変更）	12
第33条（保険料払込方法（回数）の変更）	12
第34条（保険契約者の変更）	12
11. 保険契約の解約および解約返戻金	12
第35条（保険契約の解約）	12
第36条（解約返戻金）	12
12. 疾病入院給付金の受取人による保険契約の存続	12
第37条（疾病入院給付金の受取人による保険契約の存続）	12
13. 契約者配当	13
第38条（契約者配当）	13
14. 保険契約者の代表者	13
第39条（保険契約者の代表者）	13
15. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	13
第40条（年齢の計算）	13
第41条（年齢および性別の誤りの処理）	13
16. 請求手続	13
第42条（請求手続）	13
17. 疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	13
第43条（疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	13
18. 時効	14
第44条（時効）	14
19. 被保険者の業務、転居および旅行	14
第45条（被保険者の業務、転居および旅行）	14
20. 管轄裁判所	14
第46条（管轄裁判所）	14
21. 契約内容の登録	14
第47条（契約内容の登録）	14
22. 保険契約の更新	15
第48条（保険契約の更新）	15
23. 特別条件特約を付加した場合の取扱	16
第49条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	16
24. 災害入院給付特約が付加される場合の疾病入院給付金の支払に関する取扱	16
第50条（災害入院給付特約が付加される場合の疾病入院給付金の支払に関する取扱）	16
25. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	16
第51条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）	16
26. 特別取扱	17
第52条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	17
27. クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱	17
第53条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	17
28. 保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱	17
第54条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱）	17
29. 保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱	18
第55条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）	18
30. 免責日数等の設定に関する特則	18
第56条（免責日数等の設定に関する特則の付加）	18
31. 特則を付加した場合の疾病入院給付金の支払	18
第57条（特則を付加した場合の疾病入院給付金の支払）	18
32. 特則の解約	19
第58条（特則の解約）	19

28. 契約日指定に関する特則	19
第59条（特則の付加）	19
第60条（特則を付加した場合の取扱）	19
第61条（特則の解約）	19
別表1 請求書類	20
別表2 対象となる高度障害状態	21
別表3 対象となる身体障害の状態	21
備考（別表2、別表3）	21
別表4 対象となる不慮の事故	22
別表5 病院または診療所	23
別表6 入院	23
別表7 異常分娩	24
備考	24

医療保険普通保険約款

1. 会社の責任開始期

第1条（責任開始期）

- 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知のいざれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）により申し込むことを要します。
- 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。
- 保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。ただし、保険料月払契約において、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、疾病入院給付金の支払事由（この保険契約に付加されている特約の給付金等の支払事由を含みます。）または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前項ただし書きの規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。
- 前項ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者に払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、給付金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
- 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。
- 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - 会社名
 - 保険契約者の氏名または名称
 - 本人となる被保険者の氏名および被保険者の型
 - この保険契約の疾病入院給付金の支払事由
 - 保険期間
 - 本人となる被保険者の疾病入院給付金日額および支払限度の型
 - 保険料およびその払込方法
 - 契約日
 - 保険証券を作成した日

2. 被保険者の型および被保険者の範囲

第2条（被保険者の型および被保険者の範囲）

- この保険契約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいざれかとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
家族型	本人 配偶者 子
夫婦型	本人 配偶者
親子型	本人 子
- この保険契約において「本人」、「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
 - 本人
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
 - 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
 - 子
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
- この保険契約が家族型、夫婦型または親子型の場合、配偶者および子の取扱は次に定めるところによります。
 - 責任開始期に既に前項に該当している者は責任開始期から、責任開始期後に前項に該当するにいたった者はその該当した時から、それぞれこの保険契約の被保険者となります。ただし、この保険契約の責任

開始期後に出生した子については、出生した時からこの保険契約の被保険者とします。

- (2) 責任開始期後、戸籍上の異動により、または満20歳になったことにより前項に該当しなくなった者は、その該当しなくなった時からこの保険契約の被保険者でなくなります。
4. 前項第2号の規定により、被保険者に該当する配偶者または子が存在しなくなった場合には、保険契約者は、被保険者の型の変更を請求してください。この場合に請求がないときは、被保険者の型は従前の型のままとします。

第3条（配偶者および子の疾病入院給付金日額）

1. この保険契約が家族型、夫婦型または親子型の場合、配偶者または子の疾病入院給付金日額は、主たる被保険者の疾病入院給付金日額に6割を乗じて得た金額とします。
2. 配偶者または子の疾病入院給付金日額は、主たる被保険者の疾病入院給付金日額が減額された場合には、同時に同じ割合で減額されます。

3. 給付金の支払

第4条（疾病入院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、疾病入院給付金を支払います。

疾病入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
<p>被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>(1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した次のいずれかを直接の原因とする別表6に定める入院であること</p> <p>① 疾病（別表7に定める異常分娩を含めます。以下同じ。）</p> <p>② 不慮の事故（別表4に定めるところによります。以下同じ。）以外の外因による傷害</p> <p>③ 不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院に限ります。）</p> <p>(2) 前号①から③までのいずれかの治療を目的とした入院（備考3に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(4) 保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること</p>	<p>入院1回につき、 〔 その 被保険者の 疾病入院 給付金日額 × 入院日数 〕</p>	主たる被保険者	<p>被保険者が次のいずれかにより入院したとき</p> <p>(1) 保険契約者、主たる被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) その被保険者の薬物依存（備考2に定めるところによります。）</p> <p>(4) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

2. 前項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院を保険期間中の入院とみなします。
 - (1) 保険期間満了の時
 - (2) 被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、被保険者である配偶者または子の入院中に、主たる被保険者が死亡した時
 - (3) 被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、被保険者である配偶者または子の入院中に、主たる被保険者について、疾病入院給付金の支払日数が第7条（疾病入院給付金の支払限度）に定める通算支払限度に達した時
 - (4) 被保険者の型が家族型または親子型の場合において、被保険者である子の入院中にその子が満20歳に達した時。ただし、その子が満20歳に達した時以降にこの保険契約が前3号以外の事由により消滅したとき、または被保険者の型が変更されその子がこの保険契約の被保険者でなくなったときは、その消滅時または変更時以後の入院については、保険期間中の入院とみなしません。
3. 同一の疾病（この疾病と因果関係がある疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因

として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる疾病を併発していたときまたは入院中に異なる疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
5. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなします。
6. 被保険者がその被保険者の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因としてその被保険者の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、その被保険者の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) その被保険者の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
 - (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
 - (3) 原因となった疾病または傷害について、その被保険者の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
7. 入院中に疾病入院給付金日額が減額された場合には、疾病入院給付金の支払額は各日現在の疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
8. 保険契約者が法人の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を疾病入院給付金の受取人とすることができます。
9. 疾病入院給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により入院した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、疾病入院給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

第6条（支払限度の型）

1. この保険契約における支払限度の型は、疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。
 - (1) 60日型
 - (2) 180日型
 - (3) 730日型
 - (4) 1095日型
2. 前項により指定された支払限度の型は、相互に変更することはできません。

第7条（疾病入院給付金の支払限度）

疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、各被保険者についてそれぞれ次に定める支払日数をもって限度とします。

支払限度の型	支払日数	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1095日
180日型	180日	1095日
730日型	730日	1095日
1095日型	1095日	1095日

第8条（保険契約の消滅）

1. 次のいずれかの事由に該当した場合、該当した時から保険契約は消滅したものとします。
 - (1) 主たる被保険者が死亡したとき
 - (2) 主たる被保険者について、疾病入院給付金の支払日数が前条の通算支払限度に達したとき
2. 前項第1号に該当した場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。
3. 第1項第2号の規定により保険契約が消滅する場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

4. 保険料の払込免除

第9条（保険料の払込免除）

1. 主たる被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。
 - (1) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（別表2に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。
 - (2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
2. 主たる被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として責任開始期以後に高度障害状態もしくは身体障害の状態に該当した場合または責任開始期前に発生した疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、主たる被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
4. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) 疾病入院給付金日額の減額
 - (2) 被保険者の型の変更
 - (3) 保険期間および保険料払込期間の変更
 - (4) 保険料払込方法（回数）の変更
5. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第10条（保険料の払込を免除しない場合）

1. 主たる被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当した場合または身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
2. 主たる被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合も、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の重大な過失
 - (2) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第11条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

1. 主たる被保険者が戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
2. 主たる被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

5. 告知義務、保険契約の解除、無効および取消

第12条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活
- (3) 被保険者の型の変更

第13条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この保険契約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たに被保険者となった者に関する部分。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に疾病入院給付金を支払っていたときは、疾病入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第14条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、被保険者の型の変更により新たに被保険者となった者については、その変更の際の責任開始期とします。以下本条において同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、保険契約を解除できるものとします。

第15条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更が行われた場合には、その保険契約（被保険者の型の変更の場合

には、被保険者の型の変更により新たに被保険者となった者に関する部分）は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第16条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更が行われた場合には、会社は、その保険契約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たに被保険者となった者に関する部分）を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

6. 重大事由による解除

第17条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者がこの保険契約の疾病入院給付金を詐取する目的または他人にこの保険契約の疾病入院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の疾病入院給付金の請求に関し、疾病入院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に疾病入院給付金を支払っていたときは、疾病入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応

する保険料)を保険契約者に払いもどします。

- (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) 保険料の払込が免除されたとき
- (3) 疾病入院給付金日額が減額されたとき

第19条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第1回保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を疾病入院給付金から差し引きます。
2. 前項において、会社の支払う金額が第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、疾病入院給付金を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第20条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を疾病入院給付金から差し引くことができる場合を除きます。
2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

第21条（第2回以後の保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第23条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 保険料月払契約
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 疾病入院給付金日額が減額されたとき

第22条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（疾病入院給付金の支払事由発生後は、疾病入院給付金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。
 - (1) 疾病入院給付金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料を疾病入院給付金から差し引きます。
 - (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第23条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第24条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
 - (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（疾病入院給付金の支払事由発生後は、疾病入院給付金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（疾病入院給付金の支払事由発生後は、疾病入院給付金の受取人）に払いもどします。

第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
 - (1) 保険料月払契約
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 保険料月払契約において、第1条（責任開始期）第3項ただし書きの規定により、責任開始期の属する日を契約日とするときは、前項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第26条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を疾病入院給付金から差し引きます。

2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、疾病入院給付金を支払いません。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第27条（保険契約の失効）

第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、解約返戻金があるときは、保険契約者はその解約返戻金を請求することができます。

8. 保険契約の復活

第28条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、既に解約返戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれるべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時
 - ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。

9. 保険契約者の住所の変更

第29条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに、会社に通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合には、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

10. 契約内容の変更

第30条（疾病入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、主たる被保険者の疾病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の疾病入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、疾病入院給付金日額の減額は取り扱いません。
2. 会社が疾病入院給付金日額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
 - (2) 疾病入院給付金日額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた時から効力を生じます。
3. 疾病入院給付金日額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第31条（被保険者の型の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、被保険者の型を変更することができます。
2. 会社が被保険者の型の変更を承諾した場合には、次表に定める時から変更の効力が生じます。

変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
家族型	本人型 夫婦型 親子型	会社が承諾した時
夫婦型 親子型	本人型	

変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
本人型	家族型 夫婦型 親子型	(1) 会社の定める金額を被保険者に関する告知以後に受け取った場合 会社の定める金額を受け取った時
夫婦型	家族型 親子型	(2) 会社の定める金額を被保険者に関する告知の前に受け取った場合および会社の定める金額の払込を要しない場合
親子型	家族型 夫婦型	告知の時

3. 被保険者の型の変更が行われた場合には、会社の定める金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. 被保険者の型の変更により被保険者から除かれる者は、変更の効力が生じる時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、被保険者から除かれる者についての解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 被保険者の型の変更により新たに被保険者となる者については、会社は、変更の効力が生じる時から保険契約上の責任を負います。
6. 被保険者の型の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第32条（保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 会社が保険期間または保険料払込期間の変更を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険期間または保険料払込期間の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

第33条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第34条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上的一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

11. 保険契約の解約および解約返戻金

第35条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

第36条（解約返戻金）

1. 解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の保険契約
保険料の払込年月数により計算します。ただし、保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次回の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の保険契約
経過年月数により計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

12. 疾病入院給付金の受取人による保険契約の存続

第37条（疾病入院給付金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における疾病入院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

13. 契約者配当

第38条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

14. 保険契約者の代表者

第39条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。
3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

15. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第40条（年齢の計算）

1. 主たる被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 主たる被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第41条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された主たる被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外のときは、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

16. 請求手続

第42条（請求手続）

1. 疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

17. 疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第43条（疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. 疾病入院給付金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. 疾病入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から疾病入院給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、疾病入院給付金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 疾病入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第4条に定める疾病入院給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 疾病入院給付金の支払事由に該当しても疾病入院給付金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
疾病入院給付金の支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第17条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無
または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは疾病入院給付金請求の意図に関する
保険契約の締結時から疾病入院給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項
にかかわらず、疾病入院給付金を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日
からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も
多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の
方法に限定される照会 90日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会そ
の他の法令にもとづく照会 120日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学
等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜
査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第
2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察
等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査
90日
4. 前2項の場合、会社は、疾病入院給付金を請求した者に通知します。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該
確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったとき
を含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は
疾病入院給付金を支払いません。
6. 保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

18. 時効

第44条（時効）

疾病入院給付金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、
その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

19. 被保険者の業務、転居および旅行

第45条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅
行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

20. 管轄裁判所

第46条（管轄裁判所）

- この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（給
付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社
もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を
管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

21. 契約内容の登録

第47条（契約内容の登録）

- 会社は、保険契約者および主たる被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下
「協会」といいます。）に登録します。
 - 保険契約者ならびに主たる被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - 入院給付金の種類

- (3) 疾病入院給付金日額
 - (4) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において主たる被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または主たる被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約（入院給付金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において主たる被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または主たる被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または主たる被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

22. 保険契約の更新

第48条（保険契約の更新）

1. 保険契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されません。ただし、次のいずれかに該当する場合は更新されません。
 - (1) 更新日（更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下本条において同じ。）における主たる被保険者の契約上の年齢が90歳以上であるとき
 - (2) 更新前の保険契約の保険料払込期間が保険期間よりも短いとき
2. 更新後の保険契約については、次に定めるところによります。
 - (1) 保険期間
更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の保険契約の保険期間満了日の翌日における主たる被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるときは、更新日から主たる被保険者の契約上の年齢が90歳となる日の前日までの期間とします。
 - (2) 保険料払込期間
更新後の保険契約の保険期間と同一とします。
 - (3) 疾病入院給付金日額
更新前の保険契約の疾病入院給付金日額と同額とします。
 - (4) 保険料
更新日における主たる被保険者の年齢によりあらためて計算します。
 - (5) 保険期間の継続の取扱
第4条（疾病入院給付金の支払）、第7条（疾病入院給付金の支払限度）、第9条（保険料の払込免除）および第14条（保険契約を解除できない場合）の適用に際しては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとします。
 - (6) 告知義務違反による解除
更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後の保険契約を

解除することができます。

(7) 第1回保険料の払込

- ① 更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項および第26条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）を準用します。
- ② 前①に定める猶予期間中に第1回保険料が払い込まれないときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は、更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(8) 適用する普通保険約款および保険料率

更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。

(9) 保険証券

新たに保険証券を発行します。

3. 前2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、第1項の規定による更新の取扱に準じて、会社の定める他の保険契約をこの保険契約の保険期間満了日の翌日に締結することがあります。この場合、この保険契約と他の保険契約の保険期間は継続されたものとします。

23. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第49条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの保険契約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（その被保険者の責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、疾病入院給付金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して2日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して疾病入院給付金を支払います。
- (3) 特定部位以外の部位に生じた疾病を併発した場合、その併発日以降のその疾病による入院が継続して2日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

24. 災害入院給付特約が付加される場合の疾病入院給付金の支払に関する取扱

第50条（災害入院給付特約が付加される場合の疾病入院給付金の支払に関する取扱）

この保険契約に災害入院給付特約が付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 疾病入院給付金の支払事由が生じたときでも、災害入院給付特約により災害入院給付金が支払われる期間に対しては、会社は、疾病入院給付金は支払いません。
- (2) 灾害入院給付特約により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合、災害入院給付特約により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、疾病入院給付金の支払額は、第4条（疾病入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、災害入院給付特約により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に疾病入院給付金日額を乗じた金額とします。

25. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

第51条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

1. 被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、主たる被保険者が死亡したことにより保険契約が消滅したときは、会社の定める取扱範囲内で、被保険者としての選択を受けることなく、配偶者または子を被保険者とする保険契約を新たに締結することができます。
2. 前項の場合、新たに締結する保険契約については、次のとおり取り扱います。

- (1) 被保険者の型は次の範囲内で指定するものとします。
 - ① 消滅した保険契約の被保険者の型が家族型のとき
本人型または配偶者を主たる被保険者とする親子型
 - ② 消滅した保険契約の被保険者の型が夫婦型のとき
配偶者を被保険者とする本人型

- (3) 消滅した保険契約の被保険者の型が親子型のとき
子を被保険者とする本人型
- (2) 疾病入院給付金日額は、消滅した保険契約における配偶者および子それぞれの疾病入院給付金日額と同額以下とします。
- (3) 支払限度の型は、消滅した保険契約の支払限度の型と同一とします。
- (4) 第4条（疾病入院給付金の支払）、第7条（疾病入院給付金の支払限度）、第12条（告知義務）、第13条（告知義務違反による解除）および第14条（保険契約を解除できない場合）の適用に際しては、消滅した保険契約と新たに締結する保険契約の保険期間とは継続されたものとします。
- 3. 消滅した保険契約において、既に第4条（疾病入院給付金の支払）第2項にもとづく疾病入院給付金の継続支払を行っている場合には、その支払済の疾病入院給付金については、会社は、新たに締結した保険契約にもとづく支払を行いません。重複して支払った場合には、新たに締結した保険契約について重複支払分の返還を請求します。

26. 特別取扱

第52条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第53条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。
 - (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

第54条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（責任開始期）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。
- (2) 第1条（責任開始期）第3項および第4項、第9条（保険料の払込免除）、第10条（保険料の払込を免除しない場合）、第11条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）、第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第19条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第20条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第21条（第2回以後の保険料の払込）、第22条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）、第24条（保険料の前納および

一括払）、第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）、第26条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）、第27条（保険契約の失効）、第28条（保険契約の復活）、第33条（保険料払込方法（回数）の変更）ならびに第48条（保険契約の更新）の規定は適用しません。

- (3) 前条第3項において、保険料等が一時払保険料（一時払保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

第55条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払以外の場合で、この保険契約の締結の際、保険料払込方法（回数）が一時払の特約を付加するときは、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（責任開始期）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第19条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第20条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第2項および第60条（特則を付加した場合の取扱）第2項の規定は適用しません。
 - (3) 第53条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）第3項において、保険料等が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

27. 免責日数等の設定に関する特則

第56条（免責日数等の設定に関する特則の付加）

この特則は、保険契約締結の際、保険契約者の申出により、この保険契約に付加して締結します。

第57条（特則を付加した場合の疾病入院給付金の支払）

1. この特則が付加された保険契約については、第4条（疾病入院給付金の支払）第1項の表を次のとおり読み替えて適用します。

疾病入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
<p>被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>(1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した次のいずれかを直接の原因とする別表6に定める入院であること</p> <p>① 疾病（別表7に定める異常分娩を含めます。以下同じ。）</p> <p>② 不慮の事故（別表4に定めるところによります。以下同じ。）以外の外因による傷害</p> <p>③ 不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院に限ります。）</p> <p>(2) 前号①から③までのいずれかの治療を目的とした入院（備考3に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(4) 保険期間中の入院日数が継続して5日以上あること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: right;">（その被保険者の疾病入院給付金日額） （入院日数—入院開始日からその日を含めての4日）</p>	主たる被保険者	<p>被保険者が次のいずれかにより入院したとき</p> <p>(1) 保険契約者、主たる被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) その被保険者の薬物依存（備考2に定めるところによります。）</p> <p>(4) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

2. 前項の場合、第49条（特別条件特約を付加した場合の取扱）第2号および第3号の適用に際しては、「2日以上」を「5日以上」と読み替えます。

第58条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

28. 契約日指定に関する特則

第59条（特則の付加）

この特則は、保険料月払契約の締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この保険契約に付加して締結します。

第60条（特則を付加した場合の取扱）

- この特則が付加された場合には、第1条（責任開始期）第2項ただし書きの規定にかかわらず、契約日は責任開始期の属する日とします。
- 前項の場合、第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第61条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
主たる被保険者の死亡による保険契約の消滅	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 被保険者の住民票	第8条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第8条、第13条、 第17条、第27条、 第30条、第31条、 第35条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第9条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第28条
疾病入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第30条
被保険者の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) その被保険者についての会社所定の告知書	第31条
保険期間・保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第32条
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第34条
疾病入院給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第37条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることができます。		

別表2 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしやくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表3 対象となる身体障害の状態

1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

備考（別表2、別表3）

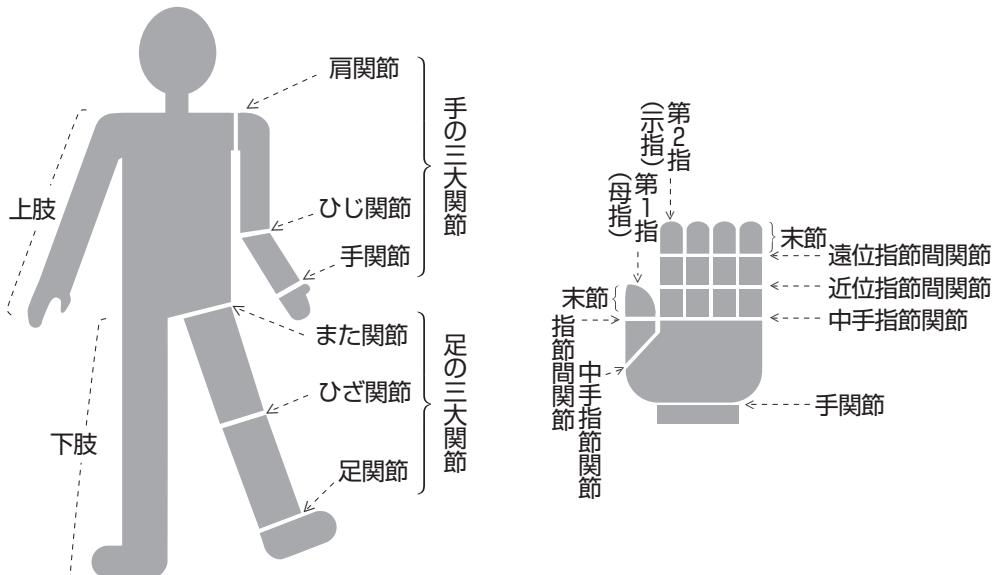
1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしやくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - b. 「そしやくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 - a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
 - b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 耳の障害
 - a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
 - b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 脊柱の障害
- 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
- 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
8. 足指の障害
- 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<p>次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	<p>次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したままその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	<p>次の症状の原因となった事故</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表5に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表7 異常分娩

対象となる異常分娩の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

備考

1. 同一の疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

3. 治療を目的とした入院

美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいた疾病または傷害の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

災害入院給付特約条項

1. 総則	26
第1条 (特約の締結)	26
第2条 (特約の責任開始期)	26
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	26
第4条 (特約の被保険者の型および被保険者の範囲)	26
第5条 (災害入院給付金日額)	26
2. 特約給付金の支払	27
第6条 (災害入院給付金の支払)	27
第7条 (戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	28
第8条 (支払限度の型)	28
第9条 (災害入院給付金の支払限度)	28
3. 特約保険料の払込免除	28
第10条 (特約保険料の払込免除)	28
4. 告知義務および告知義務違反による解除	29
第11条 (告知義務)	29
第12条 (告知義務違反による解除)	29
第13条 (特約を解除できない場合)	29
5. 重大事由による解除	29
第14条 (重大事由による解除)	29
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	30
第15条 (特約保険料の払込)	30
第16条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	31
第17条 (特約の失効および消滅)	31
7. 特約の復活	31
第18条 (特約の復活)	31
8. 特約内容の変更	31
第19条 (災害入院給付金日額の減額)	31
第20条 (特約の被保険者の型の変更)	31
第21条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	31
9. 特約の解約および解約返戻金	32
第22条 (特約の解約)	32
第23条 (解約返戻金)	32
10. 災害入院給付金の受取人による特約の存続	32
第24条 (災害入院給付金の受取人による特約の存続)	32
11. 契約者配当	32
第25条 (契約者配当)	32
12. 請求手続	32
第26条 (請求手續)	32
13. 災害入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	32
第27条 (災害入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	32
14. 契約内容の登録	32
第28条 (契約内容の登録)	32
15. 特約の更新	33
第29条 (特約の更新)	33
16. 主約款の準用	33
第30条 (主約款の準用)	33
17. 中途付加の場合の取扱	33
第31条 (中途付加の場合の取扱)	33
18. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	34
第32条 (主たる被保険者が死亡した場合の取扱)	34
19. 特別条件特約を付加した場合の取扱	34
第33条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	34
20. 免責日数等の設定に関する特則	34
第34条 (免責日数等の設定に関する特則の付加)	34
第35条 (特則を付加した場合の災害入院給付金の支払)	34
第36条 (特則の解約)	35
21. 特別取扱	35
第37条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	35
別表1 請求書類	37
備考 治療を目的とした入院	37

災害入院給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - (1) この特約の名称
 - (2) 本人となる被保険者の災害入院給付金日額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

1. この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
家族型	本人 配偶者 子
夫婦型	本人 配偶者
親子型	本人 子

2. この特約において「本人」、「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
 - (1) 本人
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
 - (2) 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
 - (3) 子
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

第5条（災害入院給付金日額）

1. この特約の主たる被保険者の災害入院給付金日額は、主契約の主たる被保険者の疾病入院給付金日額と同額とします。
2. この特約が家族型、夫婦型または親子型の場合、配偶者または子の災害入院給付金日額は、主たる被保険者の災害入院給付金日額に6割を乗じて得た金額とします。
3. 配偶者または子の災害入院給付金日額は、主たる被保険者の災害入院給付金日額が減額された場合には、同時に同じ割合で減額されます。

2. 特約給付金の支払

第6条（災害入院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、災害入院給付金を支払います。

災害入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること (2) 不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に入院の開始があること (4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること (5) 同一の不慮の事故によるこの特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること	入院1回につき、 $\left[\begin{array}{l} \text{その} \\ \text{被保険者の} \\ \text{災害入院} \\ \text{給付金日額} \\ \times \end{array} \right] \times \text{入院日数}$	主たる被保険者	この特約の被保険者が次のいずれかにより入院したとき (1) 保険契約者、主たる被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失 (2) その被保険者の犯罪行為 (3) その被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2. 前項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。

- (1) この特約の保険期間満了の時
- (2) この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、この特約の被保険者である配偶者または子の入院中に、主たる被保険者が死亡した時
- (3) この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達した時
- (4) この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、この特約の被保険者である配偶者または子の入院中に、主たる被保険者について、災害入院給付金の支払日数が第9条（災害入院給付金の支払限度）に定める通算支払限度に達した時
- (5) この特約の被保険者の型が家族型または親子型の場合において、この特約の被保険者である子の入院中にその子が満20歳に達した時。ただし、その子が満20歳に達した時以降にこの特約が前各号以外の事由により消滅したとき、またはこの特約の被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときは、その消滅時または変更時以後の入院については、この特約の保険期間中の入院とみなしません。

3. 同一の不慮の事故を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

4. 同一の被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、次に定めるところによります。

- (1) 入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。
- (2) 前号にかかわらず、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、第1項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額とします。

5. この特約の被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなします。
6. この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因としてその被保険者の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、その被保険者の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害について、保険契約者または主たる被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害について、その被保険者の責任開始期前に、この特約の被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害による症状について、保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
7. 主契約により疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故により治療を開始した場合には、この特約の災害入院給付金の支払額は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて3日目以降に不慮の事故により治療を開始したとき
不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額
 - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて2日以内に不慮の事故により治療を開始したとき
疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額
8. 入院中に災害入院給付金日額が減額された場合には、災害入院給付金の支払額は各日現在の災害入院給付金日額にもとづいて計算します。
9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の災害入院給付金の受取人とします。
10. この特約の災害入院給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

第7条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害入院給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

第8条（支払限度の型）

1. この特約における支払限度の型は、災害入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとします。ただし、この特約の支払限度の型は、主契約の支払限度の型と同一とします。
 - (1) 60日型
 - (2) 180日型
 - (3) 730日型
 - (4) 1095日型
2. 前項の支払限度の型は、相互に変更することはできません。

第9条（災害入院給付金の支払限度）

災害入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、各被保険者についてそれぞれ次に定める支払日数をもって限度とします。

支払限度の型	支払日数	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1095日
180日型	180日	1095日
730日型	730日	1095日
1095日型	1095日	1095日

3. 特約保険料の払込免除

第10条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第11条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

第12条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、災害入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に災害入院給付金を支払っていたときは、災害入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、災害入院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第13条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより災害入院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の災害入院給付金を詐取する目的または他人にこの特約の災害入院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の災害入院給付金の請求に関し、災害入院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による災害入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に災害入院給付金を支払っていたときは、災害入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
 4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第15条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に災害入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を災害入院給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の災害入院給付金額が減額されたとき

第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に災害入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を災害入院給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。

第17条（特約の失效および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. 主たる被保険者について、災害入院給付金の支払日数が第9条（災害入院給付金の支払限度）に定める通常支払限度に達した場合には、その達した日の翌日からこの特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。

7. 特約の復活**第18条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更**第19条（災害入院給付金日額の減額）**

1. この特約の災害入院給付金日額のみの減額は取り扱いません。
2. 主契約の疾病入院給付金日額が減額される場合には、この特約の災害入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の災害入院給付金日額の減額については、主約款の疾病入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第20条（特約の被保険者の型の変更）

1. この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
2. 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

第21条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第22条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第23条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 災害入院給付金の受取人による特約の存続

第24条（災害入院給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における災害入院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

11. 契約者配当

第25条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第26条（請求手続）

1. 災害入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の災害入院給付金の請求手続については、主約款の疾病入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 災害入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第27条（災害入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による災害入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 契約内容の登録

第28条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および主たる被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに主たる被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 災害入院給付金日額
 - (4) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。
以下第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において主たる被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または主たる被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
 5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において主たる被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または主たる被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 8. 保険契約者または主たる被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

15. 特約の更新

第29条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、災害入院給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、災害入院給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

16. 主約款の準用

第30条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

17. 中途付加の場合の取扱

第31条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日

を「中途付加日」とします。

- ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
　　第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
　　第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- (2) 保険期間および保険料払込期間
　　この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
- (3) 保険料の計算
　　この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

18. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

第32条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者または子を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

19. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第33条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（その被保険者の責任開始期前に生じたものに限ります。）によるときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して2日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して災害入院給付金を支払います。

20. 免責日数等の設定に関する特則

第34条（免責日数等の設定に関する特則の付加）

この特則は、この特約の締結の際、保険契約者の申出により、この特約に付加して締結します。ただし、主契約に免責日数の設定に関する特則が付加されている場合に限ります。

第35条（特則を付加した場合の災害入院給付金の支払）

- 1. この特則が付加された特約については、第6条（災害入院給付金の支払）第1項の表を次のとおり読み替えて適用します。

災害入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
<p>この特約の被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>(1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること</p> <p>(2) 不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に入院の開始があること</p> <p>(4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(5) 同一の不慮の事故によるこの特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上あること</p>	<p>入院1回につき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-right: 10px; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; font-size: small;">×</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; font-size: small;">×</div> </div> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"></div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-right: 10px; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; font-size: small;">×</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; font-size: small;">×</div> </div> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"></div> </div>	<p>この特約の被保険者が次のいずれかにより入院したとき</p> <p>(1) 保険契約者、主たる被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) その被保険者が法令に定める酒気帶び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

2. 前項の場合、第6条（災害入院給付金の支払）第7項の適用に際しては、つぎのとおり読み替えます。
7. 主契約により疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故により治療を開始した場合には、この特約の災害入院給付金の支払額は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとします。
- (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて5日目以降に不慮の事故により治療を開始したとき
不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額
 - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故により治療を開始したとき
疾病的治療のために入院を開始した日からその日を含めて5日目以降その日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額
3. この特則が付加された場合、第1項の場合、第33条（特別条件を付加した場合の取扱）第2号の適用に際しては、「2日以上」を「5日以上」と読み替えます。

第36条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

21. 特別取扱

第37条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）

(3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。

(4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第31条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
災害入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 災害入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第6条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第12条、第14条、 第15条、第17条、 第22条
災害入院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 災害入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第24条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいた傷害の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

入院一時金特約条項

1. 総則	40
第1条 (特約の締結)	40
第2条 (特約の責任開始期)	40
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	40
第4条 (特約の被保険者の型および被保険者の範囲)	40
2. 特約給付金の支払	41
第5条 (入院一時金の支払)	41
第6条 (戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	41
3. 特約保険料の払込免除	41
第7条 (特約保険料の払込免除)	41
4. 告知義務および告知義務違反による解除	42
第8条 (告知義務)	42
第9条 (告知義務違反による解除)	42
第10条 (特約を解除できない場合)	42
5. 重大事由による解除	42
第11条 (重大事由による解除)	42
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	43
第12条 (特約保険料の払込)	43
第13条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	44
第14条 (特約の失効および消滅)	44
7. 特約の復活	44
第15条 (特約の復活)	44
8. 特約内容の変更	44
第16条 (特約の被保険者の型の変更)	44
第17条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	44
9. 特約の解約および解約返戻金	44
第18条 (特約の解約)	44
第19条 (解約返戻金)	44
10. 入院一時金の受取人による特約の存続	45
第20条 (入院一時金の受取人による特約の存続)	45
11. 契約者配当	45
第21条 (契約者配当)	45
12. 請求手続	45
第22条 (請求手続)	45
13. 入院一時金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	45
第23条 (入院一時金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	45
14. 特約の更新	45
第24条 (特約の更新)	45
15. 主約款の準用	46
第25条 (主約款の準用)	46
16. 中途付加の場合の取扱	46
第26条 (中途付加の場合の取扱)	46
17. 特別条件特約を付加した場合の取扱	46
第27条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	46
18. 災害入院給付特約の付加に関する取扱	46
第28条 (災害入院給付特約が付加されている場合の取扱)	46
第29条 (災害入院給付特約が中途付加された場合の取扱)	47
19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	47
第30条 (主たる被保険者が死亡した場合の取扱)	47
20. 特別取扱	48
第31条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	48
別表1 請求書類	49
別表2 異常分娩	49

入院一時金特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
家族型	本人 配偶者 子
夫婦型	本人 配偶者
親子型	本人 子

- この特約において「本人」、「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
 - 本人
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
 - 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
 - 子
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

2. 特約給付金の支払

第5条（入院一時金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、入院一時金を支払います。

入院一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること ① 疾病（別表2に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）以外の外因による傷害 ③ 不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院に限ります。） (2) 主契約の疾病入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上あること	継続した入院1回につき、 その被保険者の主契約の疾病入院給付金日額 × 4	主たる被保険者

2. この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として入院した場合でも、主約款の規定により、その被保険者の責任開始期以後に発生したものとみなされる場合は、この特約についてもその被保険者の責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. この特約の被保険者が2回以上入院した場合で、主約款の規定により継続した1回の入院とみなされる入院については、入院一時金の支払は1回とします。
4. 第1項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
 - (1) この特約の保険期間満了の時
 - (2) 主たる被保険者について、主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達した時
 - (3) この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、この特約の被保険者である配偶者または子の入院中に、主たる被保険者が死亡した時
 - (4) この特約の被保険者の型が家族型または親子型の場合において、この特約の被保険者である子の入院中にその子が満20歳に達した時。ただし、その子が満20歳に達した時以降にこの特約が前3号以外の事由により消滅したとき、またはこの特約の被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときは、その消滅時または変更時以後の入院については、この特約の保険期間中の入院とみなしません。
5. 主契約の疾病入院給付金日額が減額された場合には、入院一時金の支払額は、入院一時金の支払事由に該当した日現在の主契約の疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
6. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の入院一時金の受取人とします。
7. この特約の入院一時金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、入院一時金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、入院一時金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、入院一時金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に入院一時金を支払っていたときは、入院一時金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、入院一時金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、入院一時金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより入院一時金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の入院一時金を詐取する目的または他人にこの特約の

- 入院一時金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約の入院一時金の請求に関し、入院一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる入院一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、入院一時金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による入院一時金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に入院一時金を支払っていたときは、入院一時金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に入院一時金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を入院一時金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、入院一時金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 主契約の疾病入院給付金日額が減額されたとき

第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に入院一時金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を入院一時金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、入院一時金を支払いません。

第14条（特約の失效および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第15条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第16条（特約の被保険者の型の変更）

1. この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
2. 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第18条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第19条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の

応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 入院一時金の受取人による特約の存続

第20条（入院一時金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における入院一時金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

11. 契約者配当

第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第22条（請求手続）

1. 入院一時金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の入院一時金の請求手続については、主約款の疾病入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 入院一時金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第23条（入院一時金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による入院一時金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 特約の更新

第24条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、入院一時金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. この特約が更新される場合に、この特約に特別条件特約が付加されているときは、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、入院一時金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

15. 主約款の準用

第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 中途付加の場合の取扱

第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

17. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（その被保険者の責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、入院一時金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して5日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、入院一時金を支払います。
- (3) 特定部位以外の部位に生じた疾病を併発した場合、その併発日以降のその疾病による入院が継続して5日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、入院一時金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

18. 災害入院給付特約の付加に関する取扱

第28条（災害入院給付特約が付加されている場合の取扱）

1. この特約が付加されている主契約に災害入院給付特約があわせて付加されている場合には、次に定めるところによります。

(1) 第5条（入院一時金の支払）第1項の表を次のとおり読み替えて適用します。

入院一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること ① 疾病（別表2に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付特約の災害入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上あること	継続した入院 1回につき、 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex-grow: 1; margin-right: 10px;">その 被保険者の 主契約の 疾病入院 給付金日額</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">×</div> <div style="font-size: 1.5em;">4</div> </div>	主たる被保険者

(2) 第5条（入院一時金の支払）第3項の適用に際しては、「主約款の規定」を「主約款または災害入院給付特約条項の規定」と読み替えます。

(3) 第5条（入院一時金の支払）第4項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

4. 第1項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
 - (1) この特約の保険期間満了の時
 - (2) 主たる被保険者について、主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達した時
 - (3) 主たる被保険者について、災害入院給付特約の災害入院給付金の支払日数が災害入院給付特約条項に定める通算支払限度に達した時
 - (4) この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、この特約の被保険者である配偶者または子の入院中に、主たる被保険者が死亡した時
 - (5) この特約の被保険者の型が家族型または親子型の場合において、この特約の被保険者である子の入院中にその子が満20歳に達した時。ただし、その子が満20歳に達した時以降にこの特約が前各号以外の事由により消滅したとき、またはこの特約の被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときには、その消滅時または変更時以後の入院については、この特約の保険期間中の入院とみなしません。
2. 主契約が有効に継続している場合において、災害入院給付特約が災害入院給付特約条項に定める通算支払限度に達したことにより消滅したとき、または解約その他の事由により消滅したときは、会社は、この特約について会社の定める金額を保険契約者に支払うとともに、将来の保険料を改めます。

第29条（災害入院給付特約が中途付加された場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に災害入院給付特約が中途付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、この特約について会社の定める金額を払い込んでください。
- (2) 会社は、次に定める時から前条の規定を適用します。
 - ① 災害入院給付特約の中途付加を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に災害入院給付特約の中途付加を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（災害入院給付特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- (3) この特約の将来の保険料を改めます。

19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

第30条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者または子を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

20. 特別取扱

第31条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第26条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
入院一時金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 入院一時金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第14条、 第18条
入院一時金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 入院一時金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 異常分娩

対象となる異常分娩の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

手術給付特約条項

1. 総則	52	第29条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	58
第1条（特約の締結）	52	別表1 請求書類	60
第2条（特約の責任開始期）	52	別表2 対象となる手術および手術給付割合表	61
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	52	備考	63
第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）			
	52		
2. 特約給付金の支払	53		
第5条（手術給付金の支払）	53		
第6条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	53		
3. 特約保険料の払込免除	53		
第7条（特約保険料の払込免除）	53		
4. 告知義務および告知義務違反による解除	54		
第8条（告知義務）	54		
第9条（告知義務違反による解除）	54		
第10条（特約を解除できない場合）	54		
5. 重大事由による解除	54		
第11条（重大事由による解除）	54		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅			
	55		
第12条（特約保険料の払込）	55		
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	56		
第14条（特約の失効および消滅）	56		
7. 特約の復活	56		
第15条（特約の復活）	56		
8. 特約内容の変更	56		
第16条（特約の被保険者の型の変更）	56		
第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）			
	56		
9. 特約の解約および解約返戻金	56		
第18条（特約の解約）	56		
第19条（解約返戻金）	56		
10. 手術給付金の受取人による特約の存続	57		
第20条（手術給付金の受取人による特約の存続）	57		
11. 契約者配当	57		
第21条（契約者配当）	57		
12. 請求手続	57		
第22条（請求手続）	57		
13. 手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	57		
第23条（手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	57		
14. 特約の更新	57		
第24条（特約の更新）	57		
15. 主約款の準用	58		
第25条（主約款の準用）	58		
16. 中途付加の場合の取扱	58		
第26条（中途付加の場合の取扱）	58		
17. 特別条件特約を付加した場合の取扱	58		
第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	58		
18. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	58		
第28条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）	58		
19. 特別取扱	58		

手術給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
家族型	本人 配偶者 子
夫婦型	本人 配偶者
親子型	本人 子

- この特約において「本人」、「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
 - 本人
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
 - 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
 - 子
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

2. 特約給付金の支払

第5条（手術給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、手術給付金を支払います。

手術給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 疾病 ② 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 <p>(2) 治療を目的とした手術（備考1に定めるところによります。）であること</p> <p>(3) 別表2の手術給付割合表（以下「手術給付割合表」といいます。）に定める種類の手術であること</p> <p>(4) 主約款の別表5に定める病院または診療所において受けた手術であること</p>	<p>手術1回につき、 その被保険者の主契約の疾病入院給付金日額</p> <p>×</p> <p>手術給付割合表に定める倍率</p>	主たる被保険者	<p>この特約の被保険者が次のいずれかにより手術を受けたとき</p> <p>(1) 保険契約者、主たる被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) その被保険者の薬物依存（主約款の備考2に定めるところによります。）</p> <p>(4) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

2. この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因としてその被保険者の責任開始期以後に手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、その被保険者の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
- (1) その被保険者の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に受けた手術であるとき
 - (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
 - (3) 原因となった疾病または傷害について、その被保険者の責任開始期前に、この特約の被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. この特約の被保険者が別表2の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けた場合には、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
4. 主契約の疾病入院給付金日額が減額された場合には、手術給付金の支払額は、手術を受けた日現在の主契約の疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
5. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の手術給付金の受取人とします。
6. この特約の手術給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により手術を受けたこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、手術給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に手術給付金を支払っていたときは、手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、手術の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、手術給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより手術給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の手術給付金を詐取する目的または他人にこの特約の

- 手術給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約の手術給付金の請求に関し、手術給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に手術給付金を支払っていたときは、手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を手術給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、手術給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 主契約の疾病入院給付金日額が減額されたとき

第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を手術給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、手術給付金を支払いません。

第14条（特約の失效および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第15条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第16条（特約の被保険者の型の変更）

1. この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
2. 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第18条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第19条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の

応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 手術給付金の受取人による特約の存続

第20条（手術給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における手術給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

11. 契約者配当

第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第22条（請求手続）

1. 手術給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の手術給付金の請求手続については、主約款の疾病入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第23条（手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による手術給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 特約の更新

第24条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、手術給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. この特約が更新される場合に、この特約に特別条件特約が付加されているときは、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、手術給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

15. 主約款の準用

第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 中途付加の場合の取扱

第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

17. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間中に受けた手術で、会社指定の部位に生じた傷害（その被保険者の責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（主約款第4条（疾病入院給付金の支払）第1項の場合を含め、特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、手術給付金を支払いません。

18. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

第28条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者または子を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

19. 特別取扱

第29条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。

- (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第26条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第14条、 第18条
手術給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる手術および手術給付割合表

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術番号	手 術 の 種 類	疾病入院給付金日額に対する倍率
皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術 (25 c m ² 未満は除く。)	20	
2. 乳房切斷術	20	
筋骨の手術 (抜釘術は除く。)		
3. 骨移植術	20	
4. 骨髓炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く。)	20	
5. 頭蓋骨観血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く。)	20	
6. 鼻骨観血手術 (鼻中隔弯曲症手術を除く。)	10	
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	20	
8. 脊椎・骨盤観血手術	20	
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10	
10. 四肢切斷術 (手指・足指を除く。)	20	
11. 切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの。)	20	
12. 四肢骨・四肢関節観血手術 (手指・足指を除く。)	10	
13. 筋・腱・靭帯観血手術 (手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	10	
呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10	
15. 喉頭全摘除術	20	
16. 気管、気管支、肺、胸膜手術 (開胸術を伴うもの。)	20	
17. 胸郭形成術	20	
18. 縱隔腫瘍摘出術	40	
循環器・脾の手術		
19. 観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く。)	20	
20. 静脈瘤根本手術	10	
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸、開腹術を伴うもの。)	40	
22. 心膜切開・縫合術	20	
23. 直視下心臓内手術	40	
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20	
25. 脾摘除術	20	
消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20	
27. 頸下腺腫瘍摘出術	10	
28. 食道離断術	40	
29. 胃切除術	40	
30. その他の胃・食道手術 (開胸・開腹術を伴うもの。)	20	
31. 腹膜炎手術	20	
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20	
33. ヘルニア根本手術	10	
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10	
35. 直腸脱根本手術	20	
36. その他の腸・腸間膜手術 (開腹術を伴うもの。)	20	
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術 (根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	10	

手術番号	手　術　の　種　類	疾病入院給付 金日額に対する倍率
尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
39.	腎臓・腎孟・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切斷術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
44.	陰囊水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・臍脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巢観血手術（経膣的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巢手術	10
内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙囊鼻腔吻合術	10
63.	結膜囊形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出手術	20
74.	眼筋移植術	10
感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出手術	40

手術番号	手術の種類	疾病入院給付金日額に対する倍率
悪性新生物の手術		
80. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）		40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
82. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）		20
上記以外の手術		
83. 上記以外の開頭術		20
84. 上記以外の開胸術		20
85. 上記以外の開腹術		10
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		20
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
新生物根治放射線照射		
88. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10

- (1) 本表の開頭術、開胸術および開腹術については、備考2から4までに定めるところによります。
- (2) 「悪性新生物根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

備考

- 治療を目的とした手術
美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。
- 開頭術
「開頭術」とは頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
- 開胸術
「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。
- 開腹術
「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓および胆道、脾臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

退院給付特約条項

1. 総則	66	第29条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	72
第1条（特約の締結）	66	別表1 請求書類	74
第2条（特約の責任開始期）	66	別表2 異常分挽	74
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	66		
第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）	66		
2. 特約給付金の支払	67		
第5条（退院給付金の支払）	67		
第6条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	67		
3. 特約保険料の払込免除	67		
第7条（特約保険料の払込免除）	67		
4. 告知義務および告知義務違反による解除	68		
第8条（告知義務）	68		
第9条（告知義務違反による解除）	68		
第10条（特約を解除できない場合）	68		
5. 重大事由による解除	68		
第11条（重大事由による解除）	68		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	69		
第12条（特約保険料の払込）	69		
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	70		
第14条（特約の失効および消滅）	70		
7. 特約の復活	70		
第15条（特約の復活）	70		
8. 特約内容の変更	70		
第16条（特約の被保険者の型の変更）	70		
第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	70		
9. 特約の解約および解約返戻金	70		
第18条（特約の解約）	70		
第19条（解約返戻金）	70		
10. 退院給付金の受取人による特約の存続	71		
第20条（退院給付金の受取人による特約の存続）	71		
11. 契約者配当	71		
第21条（契約者配当）	71		
12. 請求手続	71		
第22条（請求手続）	71		
13. 退院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	71		
第23条（退院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	71		
14. 特約の更新	71		
第24条（特約の更新）	71		
15. 主約款の準用	72		
第25条（主約款の準用）	72		
16. 中途付加の場合の取扱	72		
第26条（中途付加の場合の取扱）	72		
17. 特別条件特約を付加した場合の取扱	72		
第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	72		
18. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	72		
第28条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）	72		
19. 特別取扱	72		

退院給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、災害入院給付特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
家族型	本人 配偶者 子
夫婦型	本人 配偶者
親子型	本人 子

- この特約において「本人」、「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
 - 本人
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
 - 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
 - 子
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

2. 特約給付金の支払

第5条（退院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、退院給付金を支払います。

退院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること ① 疾病（別表2に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付特約の災害入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して20日以上あること	継続した入院後の退院1回につき、 (その被保険者の主契約の疾病入院給付金額) × 10	主たる被保険者

2. この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として入院した場合でも、主約款の規定により、その被保険者の責任開始期以後に発生したものとみなされる場合は、この特約についてもその被保険者の責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. この特約の被保険者が2回以上入院した場合で、主約款または災害入院給付特約条項の規定により継続した1回の入院とみなされる入院については、退院給付金の支払は1回とします。
4. 第1項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その継続している入院の退院は、この特約の保険期間中の退院とみなします。
 - (1) この特約の保険期間満了の時
 - (2) 主たる被保険者について、主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達した時
 - (3) 主たる被保険者について、災害入院給付特約の災害入院給付金の支払日数が災害入院給付特約条項に定める通算支払限度に達した時
 - (4) この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、この特約の被保険者である配偶者または子の入院中に、主たる被保険者が死亡した時
 - (5) この特約の被保険者の型が家族型または親子型の場合において、この特約の被保険者である子の入院中にその子が満20歳に達した時。ただし、その子が満20歳に達した時以降にこの特約が前各号以外の事由により消滅したとき、またはこの特約の被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときは、その消滅時または変更時以後の入院については、この特約の保険期間中の入院とみなしません。
5. 主契約の疾病入院給付金日額が減額された場合には、退院給付金の支払額は、退院した日現在の主契約の疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
6. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の退院給付金の受取人とします。
7. この特約の退院給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、退院給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、退院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、退院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に退院給付金を支払っていたときは、退院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、退院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、退院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により退院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより退院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の退院給付金を詐取する目的または他人にこの特約の

- 退院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約の退院給付金の請求に関し、退院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、退院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による退院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に退院給付金を支払っていたときは、退院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に退院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を退院給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、退院給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 主契約の疾病入院給付金日額が減額されたとき

第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に退院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を退院給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、退院給付金を支払いません。

第14条（特約の失效および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. 主契約が有効に継続している場合において、災害入院給付特約が災害入院給付特約条項に定める通算支払限度に達したことにより消滅したとき、または解約その他の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

7. 特約の復活

第15条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第16条（特約の被保険者の型の変更）

1. この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
2. 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第18条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第19条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号

のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 退院給付金の受取人による特約の存続

第20条（退院給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における退院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

11. 契約者配当

第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第22条（請求手続）

1. 退院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の退院給付金の請求手続については、主約款の疾病入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 退院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第23条（退院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による退院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 特約の更新

第24条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、退院給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. この特約が更新される場合に、この特約に特別条件特約が付加されているときは、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、退院給付金の支払に際し

ては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

15. 主約款の準用

第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 中途付加の場合の取扱

第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、災害入院給付特約とあわせてこの特約を締結します。また、既に災害入院給付特約が付加されている主契約について、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。これらの場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

17. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院の退院に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（その被保険者の責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、退院給付金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して20日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、退院給付金を支払います。
- (3) 特定期間以外の部位に生じた疾病を併発した場合、その併発日以降のその疾病による入院が継続して20日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、退院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した疾病のみによっても入院する必要があると会社が認めた場合に限ります。

18. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

第28条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者または子を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

19. 特別取扱

第29条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際に災害入院給付特約とあわせてこの特約を締結して

主契約に付加することができます。また、既に災害入院給付特約が付加されている主契約について、保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。これらの場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
- (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
- (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
- (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第26条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
退院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 退院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第14条、 第18条
退院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 退院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 異常分娩

対象となる異常分娩の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

三大疾病入院給付特約条項

1. 総則	76	19. 特別取扱	82
第1条 (特約の締結)	76	第30条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	82
第2条 (特約の責任開始期)	76	別表1 請求書類	84
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	76	別表2 対象となる三大疾病	84
第4条 (特約の被保険者)	76	備考	85
第5条 (三大疾病入院給付金日額)	76		
2. 特約給付金の支払	76		
第6条 (三大疾病入院給付金の支払)	76		
第7条 (三大疾病入院給付金の支払限度)	77		
3. 特約保険料の払込免除	77		
第8条 (特約保険料の払込免除)	77		
4. 告知義務および告知義務違反による解除	77		
第9条 (告知義務)	77		
第10条 (告知義務違反による解除)	77		
第11条 (特約を解除できない場合)	78		
5. 重大事由による解除	78		
第12条 (重大事由による解除)	78		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	79		
第13条 (特約保険料の払込)	79		
第14条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	79		
第15条 (特約の失効および消滅)	79		
7. 特約の復活	79		
第16条 (特約の復活)	79		
8. 特約内容の変更	80		
第17条 (三大疾病入院給付金日額の減額)	80		
第18条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	80		
9. 特約の解約および解約返戻金	80		
第19条 (特約の解約)	80		
第20条 (解約返戻金)	80		
10. 三大疾病入院給付金の受取人による特約の存続	80		
第21条 (三大疾病入院給付金の受取人による特約の存続)	80		
11. 契約者配当	80		
第22条 (契約者配当)	80		
12. 請求手続	81		
第23条 (請求手続)	81		
13. 三大疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	81		
第24条 (三大疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	81		
14. 契約内容の登録	81		
第25条 (契約内容の登録)	81		
15. 特約の更新	81		
第26条 (特約の更新)	81		
16. 主約款の準用	82		
第27条 (主約款の準用)	82		
17. 中途付加の場合の取扱	82		
第28条 (中途付加の場合の取扱)	82		
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	82		
第29条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	82		

三大疾病入院給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - (1) この特約の名称
 - (2) 三大疾病入院給付金日額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

第4条（特約の被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者とします。

第5条（三大疾病入院給付金日額）

この特約の被保険者の三大疾病入院給付金日額は、この特約の被保険者の主契約の疾病入院給付金日額と同額とします。

2. 特約給付金の支払

第6条（三大疾病入院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、三大疾病入院給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
三大疾病入院給付金	<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した三大疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること</p> <p>(2) 三大疾病的治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) この特約の保険期間中に入院の開始があること</p> <p>(4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(5) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること</p>	<p>入院1回につき、 三大疾病入院給付金 日額 × 入院日数</p>	この特約の被保険者

2. 前項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
 - (1) この特約の保険期間満了の時
 - (2) 主契約の主たる被保険者の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達した時
3. 同一の三大疾病（この疾病と因果関係がある三大疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、三大疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる三大疾病を併発していたときまたは入院中に異なる三大疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった三大疾病により継続して入院したものとみなします。
5. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、

- 継続した1回の入院とみなします。
6. 被保険者が三大疾病以外の原因による入院中に三大疾病の治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を三大疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その三大疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
 7. この特約の被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した三大疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した三大疾病による入院とみなします。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
 - (2) 原因となった三大疾病について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその三大疾病を知っていたとき
 - (3) 原因となった三大疾病について、この特約の責任開始期前に、この特約の被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その三大疾病による症状について、保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 8. 入院中に三大疾病入院給付金日額が減額された場合には、三大疾病入院給付金の支払額は各日現在の三大疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
 9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の三大疾病入院給付金の受取人とします。
 10. この特約の三大疾病入院給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

第7条（三大疾病入院給付金の支払限度）

この特約における支払限度はありません。

3. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者またはこの特約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、三大疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、三大疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に三大疾病入院給付金を支払っていたときは、三大疾病入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、三大疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、三大疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により三大疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより三大疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の三大疾病入院給付金を詐取する目的または他人にこの特約の三大疾病入院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の三大疾病入院給付金の請求に関し、三大疾病入院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、三大疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による三大疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に三大疾病入院給付金を支払っていたときは、三大疾病入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に三大疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を三大疾病入院給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、三大疾病入院給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主契約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の三大疾病入院給付金日額が減額されたとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に三大疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を三大疾病入院給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、三大疾病入院給付金を支払いません。

第15条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないと
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第16条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第17条（三大疾病入院給付金日額の減額）

- この特約の三大疾病入院給付金日額のみの減額は取り扱いません。
- 主契約の疾病入院給付金日額が減額される場合には、この特約の三大疾病入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の三大疾病入院給付金日額の減額については、主約款の疾病入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第19条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第20条（解約返戻金）

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
- 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、他の特約についてはその経過年月数により計算します。
- 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 三大疾病入院給付金の受取人による特約の存続

第21条（三大疾病入院給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における三大疾病入院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

11. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第23条（請求手続）

1. 三大疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはこの特約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の三大疾病入院給付金の請求手続については、主約款の疾病入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 三大疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第24条（三大疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による三大疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 契約内容の登録

第25条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者およびこの特約の被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびにこの特約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 三大疾病入院給付金日額
 - (4) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者またはこの特約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

15. 特約の更新

第26条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、三大疾病入院給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、

更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、三大疾病入院給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

16. 主約款の準用

第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

17. 中途付加の場合の取扱

第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）におけるこの特約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第29条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた三大疾病によるときは、会社は、三大疾病入院給付金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して2日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して三大疾病入院給付金を支払います。
- (3) 特定期間以外の部位に生じた三大疾病を併発した場合、その併発日以降のその疾病による入院が継続して2日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して三大疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した三大疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

19. 特別取扱

第30条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）

(3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。

(4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
三大疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 三大疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、 第13条、第15条、 第19条
三大疾病入院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 三大疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる三大疾病

1. この特約の対象となる三大疾病的範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

三大疾病的種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物	C 15～C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
	腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 97
	上皮内新生物	D 00～D 09
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	虚血性心疾患	I 20～I 25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I 26～I 28
	その他の型の心疾患	I 30～I 52
脳血管疾患	一過性脳虚血発作および関連症候群	G 45
	脳血管疾患	I 60～I 69

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

備考

1. 同一の三大疾病

医学上重要な関係にある一連の三大疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の三大疾病として取り扱います。

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病的検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

3. 心疾患および脳血管疾患

妊娠、分娩および産じょくの合併症を原因とする場合には、対象となる三大疾病の「心疾患」および「脳血管疾患」には該当しません。

女性疾病入院給付特約条項

1. 総則	88	第30条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	94
第1条 (特約の締結)	88	19. 特別取扱	95
第2条 (特約の責任開始期)	88	第31条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱)	95
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	88	別表1 請求書類	96
第4条 (特約の被保険者)	88	別表2 対象となる特定疾病	96
第5条 (女性疾病入院給付金日額)	88	備考	99
2. 特約給付金の支払	88		
第6条 (女性疾病入院給付金の支払)	88		
第7条 (支払限度の型)	89		
第8条 (女性疾病入院給付金の支払限度)	89		
3. 特約保険料の払込免除	89		
第9条 (特約保険料の払込免除)	89		
4. 告知義務および告知義務違反による解除	89		
第10条 (告知義務)	89		
第11条 (告知義務違反による解除)	90		
第12条 (特約を解除できない場合)	90		
5. 重大事由による解除	90		
第13条 (重大事由による解除)	90		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	91		
第14条 (特約保険料の払込)	91		
第15条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	91		
第16条 (特約の失効および消滅)	91		
7. 特約の復活	92		
第17条 (特約の復活)	92		
8. 特約内容の変更	92		
第18条 (女性疾病入院給付金日額の減額)	92		
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	92		
9. 特約の解約および解約返戻金	92		
第20条 (特約の解約)	92		
第21条 (解約返戻金)	92		
10. 女性疾病入院給付金の受取人による特約の存 続	93		
第22条 (女性疾病入院給付金の受取人による特約の存 続)	93		
11. 契約者配当	93		
第23条 (契約者配当)	93		
12. 請求手続	93		
第24条 (請求手続)	93		
13. 女性疾病入院給付金および解約返戻金等の支 払の時期・場所等	93		
第25条 (女性疾病入院給付金および解約返戻金等の支 払の時期・場所等)	93		
14. 契約内容の登録	93		
第26条 (契約内容の登録)	93		
15. 特約の更新	94		
第27条 (特約の更新)	94		
16. 主約款の準用	94		
第28条 (主約款の準用)	94		
17. 中途附加の場合の取扱	94		
第29条 (中途附加の場合の取扱)	94		
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	94		

女性疾病入院給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - (1) この特約の名称
 - (2) 女性疾病入院給付金日額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

第4条（特約の被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者とします。

第5条（女性疾病入院給付金日額）

この特約の被保険者の女性疾病入院給付金日額は、この特約の被保険者の主契約の疾病入院給付金日額と同額とします。

2. 特約給付金の支払

第6条（女性疾病入院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、女性疾病入院給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
女性疾病入院給付金	<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <ol style="list-style-type: none">(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した特定疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること(2) 特定疾病的治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。）であること(3) この特約の保険期間中に入院の開始があること(4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること(5) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること	入院1回につき、 女性疾病入院 給付金日額 × 入院日数	この特約の被保険者

2. 前項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
 - (1) この特約の保険期間満了の時
 - (2) 主契約の主たる被保険者の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達した時
3. 同一の特定疾病（この疾病と因果関係がある特定疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる特定疾病を併発していたときまたは入院中に異なる特定疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して入院したものとみなします。
5. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、

- 継続した1回の入院とみなします。
6. 被保険者が特定疾病以外の原因による入院中に特定疾病の治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を特定疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その特定疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
 7. この特約の被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した特定疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した特定疾病による入院とみなします。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
 - (2) 原因となった特定疾病について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその特定疾病を知っていたとき
 - (3) 原因となった特定疾病について、この特約の責任開始期前に、この特約の被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その特定疾病による症状について、保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 8. 入院中に女性疾病入院給付金日額が減額された場合には、女性疾病入院給付金の支払額は各日現在の女性疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
 9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の女性疾病入院給付金の受取人とします。
 10. この特約の女性疾病入院給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

第7条（支払限度の型）

1. この特約における支払限度の型は、女性疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとします。ただし、この特約の支払限度の型は、主契約の支払限度の型と同一とします。
 - (1) 60日型
 - (2) 180日型
 - (3) 730日型
 - (4) 1095日型
2. 前項の支払限度の型は、相互に変更することはできません。

第8条（女性疾病入院給付金の支払限度）

女性疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、次に定める支払日数をもって限度とします。

支払限度の型	支払日数	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1095日
180日型	180日	1095日
730日型	730日	1095日
1095日型	1095日	1095日

3. 特約保険料の払込免除

第9条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第10条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者またはこの特約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第11条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、女性疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に女性疾病入院給付金を支払っていたときは、女性疾病入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、女性疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第12条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知を妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により女性疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の女性疾病入院給付金を詐取する目的または他人にこの特約の女性疾病入院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の女性疾病入院給付金の請求に関し、女性疾病入院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的

- に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、女性疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に女性疾病入院給付金を支払っていたときは、女性疾病入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
 4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に女性疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を女性疾病入院給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、女性疾病入院給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主契約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の女性疾病入院給付金日額が減額されたとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に女性疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を女性疾病入院給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、女性疾病入院給付金を支払いません。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができ

ます。

2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. この特約の被保険者について、女性疾病入院給付金の支払日数が第8条（女性疾病入院給付金の支払限度）に定める通算支払限度に達した場合には、その達した日の翌日からこの特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。

7. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第18条（女性疾病入院給付金日額の減額）

1. この特約の女性疾病入院給付金日額のみの減額は取り扱いません。
2. 主契約の疾病入院給付金日額が減額される場合には、この特約の女性疾病入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の女性疾病入院給付金日額の減額については、主約款の疾病入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、他の特約についてはその経過年月数により計算します。

3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続

第22条（女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における女性疾病入院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

11. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第24条（請求手續）

1. 女性疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはこの特約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の女性疾病入院給付金の請求手続については、主約款の疾病入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 女性疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第25条（女性疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による女性疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 契約内容の登録

第26条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者およびこの特約の被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびにこの特約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 女性疾病入院給付金日額
 - (4) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とできるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とできるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者またはこの特約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

15. 特約の更新

第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、女性疾病入院給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、女性疾病入院給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

16. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

17. 中途付加の場合の取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）におけるこの特約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた特定疾病によるときは、会社は、女性疾病入院給付金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して2日

以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。

- (3) 特定部位以外の部位に生じた特定疾病を併発した場合、その併発日以降のその疾病による入院が継続して2日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した特定疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

19. 特別取扱

第31条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
女性疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 女性疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条、第13条、第14条、第16条、第20条
女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 女性疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる特定疾病

1. この特約の対象となる特定疾病的範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

特定疾病的種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物（D00～D09）中の ・口腔、食道および胃の上皮内癌 ・その他および部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳および呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の ・子宮内膜 ・外陰部 ・膀胱 ・その他および部位不明の女性生殖器 ・その他および部位不明の上皮内癌	D00 D01 D02 D03 D04 D05 D06 D07.0 D07.1 D07.2 D07.3 D09

特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード		
乳房、甲状腺、女性生殖器もしくは腎尿路の良性新生物または性質不詳の新生物	良性新生物 (D10～D36) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 ・腎尿路の良性新生物 (D30) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・腎 ・腎孟 ・尿管 ・膀胱 ・尿道 ・その他の尿路 ・甲状腺の良性新生物 	D24 D25 D26 D27 D28 D30.0 D30.1 D30.2 D30.3 D30.4 D30.7 D34		
	性状不詳または不明の新生物 (D37～D48) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・骨髄異形成症候群 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物 (D48) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・乳房 	D39 D41 D46 D48.6		
	血液および造血器の疾患	血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害 (D50～D89) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・鉄欠乏性貧血 ・ビタミンB₁₂欠乏性貧血 ・葉酸欠乏性貧血 ・その他の栄養性貧血 ・後天性溶血性貧血 ・後天性赤芽球ろうく瘍> ・その他の無形成性貧血 ・急性出血後貧血 ・他に分類される慢性疾患における貧血 ・その他の貧血 ・紫斑病およびその他の出血性病態 (D69) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー性紫斑病 ・血小板機能異常症 ・その他の血小板非減少性紫斑病 ・特発性血小板減少性紫斑病 ・その他の原発性血小板減少症 ・続発性血小板減少症 ・血小板減少症、詳細不明 	D50 D51 D52 D53 D59 D60 D61 D62 D63 D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6	
		甲状腺障害	E00～E07	
		内分泌腺、栄養および代謝疾患	その他の内分泌腺障害 (E20～E35) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・クッシング (Cushing) 症候群 ・卵巣機能障害 	E24 E28
			治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全 (症) 	E89.0 E89.4

特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード
循環器系の疾患	慢性リウマチ性心疾患 静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80～I 89）ならびに循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の • その他の部位の静脈瘤（I 86）中の • 外陰静脈瘤 • 低血圧（症） • 循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の • 乳房切断後リンパ浮腫症候群	I 05～I 09 I 86.3 I 95 I 97.2
消化器系の疾患	胆のう（囊）、胆管および膵の障害（K80～K87）中の • 胆石症 • 胆のう（囊）炎 • 胆のう（囊）のその他の疾患 • 胆道のその他の疾患 消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）中の • 胆のう＜囊＞摘出＜除＞後症候群	K80 K81 K82 K83 K91.5
筋骨格系および結合組織の疾患	血清反応陽性関節リウマチ その他の関節リウマチ 若年性関節炎 他に分類される疾患における若年性関節炎 その他の明示された関節障害（M12）中の • リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー＜Jaccoud＞病〕 全身性結合組織障害	M05 M06 M08 M09 M12.0 M30～M36
腎尿路生殖器系の疾患	腎尿路生殖器系の疾患（N00～N99）中の • 急性腎炎症候群 • 急速進行性腎炎症候群 • 反復性および持続性血尿 • 慢性腎炎症候群 • ネフローゼ症候群 • 詳細不明の腎炎症候群 • 明示された形態学的病変を伴う単独たんぱく＜蛋白＞尿 • 遺伝性腎症＜ネフロパシー＞、他に分類されないもの • 他に分類される疾患における糸球体障害 • 急性尿細管間質性腎炎 • 慢性尿細管間質性腎炎 • 尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの • 尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの • 閉塞性尿路疾患および逆流性尿路疾患 • 薬物および重金属により誘発された尿細管間質および尿細管の病態 • その他の腎尿細管間質性疾患 • 他に分類される疾患における腎尿細管間質性障害 • 慢性腎不全 • 詳細不明の腎不全 • 腎結石および尿管結石 • 下部尿路結石 • 他に分類される疾患における尿路結石 • 腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの • 膀胱炎 • 神経因性膀胱（機能障害）、他に分類されないもの • その他の膀胱障害 • 他に分類される疾患における膀胱障害 • 尿道炎および尿道症候群	N00 N01 N02 N03 N04 N05 N06 N07 N08 N10 N11 N12 N13 N14 N15 N16 N18 N19 N20 N21 N22 N28 N30 N31 N32 N33 N34

特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード
腎尿路生殖器系の疾患	・尿道狭窄 ・尿道のその他の障害 ・他に分類される疾患における尿道の障害 ・尿路系のその他の障害	N35 N36 N37 N39
	乳房の障害	N60～N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	女性生殖器の非炎症性障害<男性側要因に関連する女性不妊症（N97.4）は除く>	N80～N98
	腎尿路生殖器系のその他の障害	N99
	流産に終わった妊娠	O00～O08
	妊娠、分娩および産じょく〈褥〉における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	分娩の合併症	O60～O75
妊娠、分娩および産じょく〈褥〉の合併症	鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	帝王切開による単胎分娩	O82
	その他の介助単胎分娩	O83
	多胎分娩（O84）中の ・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩 ・多胎分娩、全児帝王切開 ・その他の多胎分娩 ・多胎分娩、詳細不明	O84.1 O84.2 O84.8 O84.9
	主として産じょく〈褥〉に関連する合併症	O85～O92
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併する母体の感染症および寄生虫症	O98
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併するその他の母体疾患	O99

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」または「上皮内癌」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

備考

- 同一の特定疾病
医学上重要な関係にある一連の特定疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の特定疾病として取り扱います。
- 治療を目的とした入院
美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

介護保障特約条項

1. 総則	102
第1条（特約の締結）	102
第2条（特約の責任開始期）	102
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	102
第4条（特約の被保険者）	102
2. 特約給付金の支払	102
第5条（特約給付金の支払）	102
第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）	103
3. 特約保険料の払込免除	103
第7条（特約保険料の払込免除）	103
4. 告知義務および告知義務違反による解除	103
第8条（告知義務）	103
第9条（告知義務違反による解除）	103
第10条（特約を解除できない場合）	103
5. 重大事由による解除	104
第11条（重大事由による解除）	104
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	104
第12条（特約保険料の払込）	104
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	105
第14条（特約の失効および消滅）	105
7. 特約の復活	105
第15条（特約の復活）	105
8. 特約内容の変更	105
第16条（介護給付金額の減額）	105
第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	105
9. 特約の解約および解約返戻金	106
第18条（特約の解約）	106
第19条（解約返戻金）	106
10. 介護給付金の受取人による特約の存続	106
第20条（介護給付金の受取人による特約の存続）	106
11. 契約者配当	106
第21条（契約者配当）	106
12. 請求手続	106
第22条（請求手続）	106
13. 介護給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等	107
第23条（介護給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等）	107
14. 特約の更新	107
第24条（特約の更新）	107
15. 主約款の準用	107
第25条（主約款の準用）	107
16. 中途付加の場合の取扱	107
第26条（中途付加の場合の取扱）	107
17. 特別取扱	107
第27条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱）	107
別表1 請求書類	109
別表2 要介護状態	109
備考	109

介護保障特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - (1) この特約の名称
 - (2) 介護給付金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第4条（特約の被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者とします。

2. 特約給付金の支払

第5条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、介護給付金を支払います。

介護給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支 払 額	受 取 人	支払事由に該当しても介護給付金を支 払わない場合
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されたとき</p> <p>(1) この特約の被保険者が、この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した傷害または疾病により、要介護状態（別表2に定めるところによります。以下同じ。）に該当したこと</p> <p>(2) 要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あること</p>	介護給付金額	この特約の被保険者	<p>この特約の被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) この特約の被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) この特約の被保険者の薬物依存（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の備考2に定めるところによります。）</p>

2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後に要介護状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、この特約の被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に要介護状態に該当し、要介護状態がその該当した日から次に定める日まで継続しているにもかかわらず、その継続日数が180日に満たないことにより、その時点では介護給付金が支払われない場合においても、その後も引き続き要介護状態が継続し、かつ、その継続日数が180日以上となったときは、第1項の規定を適用して介護給付金を支払います。
 - (1) この特約の保険期間満了日
 - (2) 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達したことにより主契約が消滅した日
4. 介護給付金が支払われた場合には、この特約の被保険者が第1項の支払事由に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。

5. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の介護給付金の受取人とします。
6. この特約の介護給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱により要介護状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により要介護状態に該当したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、介護給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、介護給付金額の減額の取扱は行いません。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者またはこの特約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、介護給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、介護給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に介護給付金を支払っていたときは、介護給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、介護給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、介護給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき

- (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により介護給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより介護給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の介護給付金を詐取する目的または他人にこの特約の介護給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約の介護給付金の請求に関し、介護給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、介護給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による介護給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に介護給付金を支払っていたときは、介護給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に介護給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を介護給付金から差し引きます。

4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、介護給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意によるこの特約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の介護給付金額が減額されたとき

第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に介護給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を介護給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、介護給付金を支払いません。

第14条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないと
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第15条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第16条（介護給付金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、介護給付金額を減額することができます。ただし、減額後の介護給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、介護給付金額の減額は取り扱いません。
2. 前項のほか、この特約の介護給付金額の減額については、主約款の疾病入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第18条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第19条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 介護給付金の受取人による特約の存続

第20条（介護給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における介護給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下、本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、介護給付金の支払事由が生じ、会社が介護給付金を支払うべきときは、その介護給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、介護給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、介護給付金の受取人に支払います。

11. 契約者配当

第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第22条（請求手続）

1. 介護給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはこの特約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、介護給付金の受取人が介護給付金を請求できないときは、次の者が介護給付金の受取人の代理人として介護給付金を請求することができます。ただし、介護給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、この特約の被保険者と同居し、または、この特約の被保険者と生計を一にしているこの特約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、次のいずれかに該当する者
 - ① この特約の被保険者と同居しているこの特約の被保険者の3親等内の親族

- ② この特約の被保険者と生計を一にしているこの特約の被保険者の3親等内の親族
- (3) 第1号または第2号に該当する者がいない場合または第1号または第2号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合
　　保険契約者がこの特約の被保険者の同意を得てあらかじめ指定または変更指定した者
- 4. 前項の規定により、介護給付金の受取人の代理人が介護給付金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
- 5. 前2項の規定により、介護給付金が介護給付金の受取人の代理人に支払われた場合には、その支払後に介護給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

13. 介護給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第23条（介護給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による介護給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 特約の更新

第24条（特約の更新）

- 1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- 2. この特約が更新された場合には、介護給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、介護給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

15. 主約款の準用

第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 中途付加の場合の取扱

第26条（中途付加の場合の取扱）

- 1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
　　会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
　　第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
　　第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
　　この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
　　この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）におけるこの特約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
- 3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

17. 特別取扱

第27条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

- 1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます

ます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第26条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
介護給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 介護給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第14条、 第18条
介護給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第16条
介護給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 介護給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
介護給付金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 介護給付金の受取人の代理人の戸籍謄本 (5) 介護給付金の受取人の代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者の戸籍抄本 (7) 会社所定の様式による医師の診断書 (8) 被保険者または介護給付金の受取人の代理人の健康保険証の写し	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 要介護状態

要介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表の①に該当し、かつ、下表の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ① ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- ② 衣服の着脱が自分ではできない。
- ③ 入浴が自分ではできない。
- ④ 食物の摂取が自分ではできない。
- ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
 - ① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F 02
詳細不明の認知症	F 03

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに器質性認知症に該当する疾病があるときには、その疾病も対象となる器質性認知症に含めます。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁～意識の程度は動搖しやすい～に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ② 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- ③ 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

死亡保障特約条項

1. 総則	112
第1条 (特約の締結)	112
第2条 (特約の責任開始期)	112
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	112
第4条 (特約の被保険者)	112
2. 特約保険金の支払	112
第5条 (特約保険金の支払)	112
第6条 (戦争その他の変乱の場合の特例)	113
3. 特約保険料の払込免除	114
第7条 (特約保険料の払込免除)	114
第8条 (特約保険料の払込を免除しない場合)	114
第9条 (特約保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	114
4. 告知義務および告知義務違反による解除	114
第10条 (告知義務)	114
第11条 (告知義務違反による解除)	115
第12条 (特約を解除できない場合)	115
5. 重大事由による解除	115
第13条 (重大事由による解除)	115
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	116
第14条 (特約保険料の払込)	116
第15条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	116
第16条 (特約の失効および消滅)	117
7. 特約の復活	117
第17条 (特約の復活)	117
8. 特約内容の変更	117
第18条 (死亡保険金額の減額)	117
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	117
第20条 (会社への通知による死亡保険金受取人の変更)	117
第21条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)	117
9. 特約の解約および解約返戻金	118
第22条 (特約の解約)	118
第23条 (解約返戻金)	118
10. 保険金の受取人による特約の存続	118
第24条 (保険金の受取人による特約の存続)	118
11. 契約者配当	118
第25条 (契約者配当)	118
12. 死亡保険金受取人の代表者	118
第26条 (死亡保険金受取人の代表者)	118
13. 請求手続	119
第27条 (請求手続)	119
14. 特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	119
第28条 (特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	119
15. 特約の更新	119
第29条 (特約の更新)	119
16. 主約款の準用	119
第30条 (主約款の準用)	119
17. 中途付加の場合の取扱	119
第31条 (中途付加の場合の取扱)	119
18. 特別取扱	120
第32条 (主契約がガン保険の場合の取扱)	120
第33条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	121
19. 契約内容の登録	121
第34条 (契約内容の登録)	121
別表1 請求書類	122

死亡保障特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - (1) この特約の名称
 - (2) 死亡保険金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - (3) 死亡保険金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第4条（特約の被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者とします。

2. 特約保険金の支払

第5条（特約保険金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、死亡保険金および高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）を支払います。

名称	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合
死亡保険金	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人	この特約の被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内のこの特約の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合
高度障害保険金	この特約の被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表2に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	死亡保険金額と同額	この特約の被保険者	この特約の被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) この特約の被保険者の故意

2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
- (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、この特約の被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. この特約の被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡保険金を支払います。
4. この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款の別表2に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
5. 高度障害保険金が支払われた場合には、この特約の被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
6. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
7. 第1項の「支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡保険金が支払われない場合には、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います（なお、死亡保険金受取人がこの特約の被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡保険金が支払われない部分にかかるこの特約の責任準備金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意にこの特約の被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡保険金が支払われない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
8. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者がこの特約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の高度障害保険金の受取人とします。
9. この特約の高度障害保険金の受取人は、第1項および前項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）

1. この特約の被保険者が戦争その他の変乱により死亡しました高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により死亡しました高度障害状態に該当したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

- 死亡保険金を支払わない場合には、会社は、この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合には、この特約の責任準備金の支払はありません。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- この特約の被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、身体障害の状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ）に該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに身体障害の状態に該当した場合には、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 前項の場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
- この特約の被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害を原因としてこの特約の責任開始期以後に身体障害の状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - 原因となった傷害について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたとき
 - 原因となった傷害について、この特約の責任開始期前に、この特約の被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害による症状について、保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- この特約の保険料の払込を免除した後は、死亡保険金額の減額の取扱は行いません。
- 前4項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条（特約保険料の払込を免除しない場合）

この特約の被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、この特約の保険料の払込を免除しません。

- 保険契約者、この特約の被保険者または主契約の被保険者の故意または重大な過失
- この特約の被保険者または主契約の被保険者の犯罪行為
- この特約の被保険者または主契約の被保険者の精神障害を原因とする事故
- この特約の被保険者または主契約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- この特約の被保険者または主契約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- この特約の被保険者または主契約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第9条（特約保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第10条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者またはこの特約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- 特約の締結
- 特約の復活

第11条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、特約保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事實によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、特約保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第12条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事實を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事實の告知を妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事實の告知をしないように勧めたとき、または事實でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事實によりこの特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事實を告げなかつたかまたは事實でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除**第13条（重大事由による解除）**

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、この特約の被保険者（死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または死亡保険金受取人がこの特約の特約保険金を詐取する目的または他人にこの特約の特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が特約保険金の受取人のみであり、かつ、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を特約保険金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、特約保険金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意によるこの特約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の死亡保険金額が減額されたとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を特約保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、特約保険金を支払

いません。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第18条（死亡保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、死亡保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の疾病入院給付金日額が減額され、死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、死亡保険金額の減額については、主約款の疾病入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

第20条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、この特約の被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社が変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡保険金受取人になった者のうち生存している他の死亡保険金受取人をその受取人とします。
5. 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第21条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更是、この特約の被保険者の同意がなければ効力を生じません。

3. 前2項による遺言による死亡保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第22条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第23条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 保険金の受取人による特約の存続

第24条（保険金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくはこの特約の被保険者の親族またはこの特約の被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

11. 契約者配当

第25条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 死亡保険金受取人の代表者

第26条（死亡保険金受取人の代表者）

1. 死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、死亡保険金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対しても効力を有します。

13. 請求手続

第27条（請求手続）

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人として、その団体から給与の支払を受ける従業員をこの特約の被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を請求できないときは、死亡保険金受取人（高度障害保険金の請求時において、この特約の被保険者と同居し、または、この特約の被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人に限ります。）が高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができます。ただし、高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
5. 前項の規定により、死亡保険金受取人が高度障害保険金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
6. 前2項の規定により、高度障害保険金が死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

14. 特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第28条（特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

特約保険金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

15. 特約の更新

第29条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、特約保険金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、特約保険金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

16. 主約款の準用

第30条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

17. 中途付加の場合の取扱

第31条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

- ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
　　第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
　　第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- (2) 保険期間および保険料払込期間
　　この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
- (3) 保険料の計算
　　この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）におけるこの特約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

18. 特別取扱

第32条（主契約がガン保険の場合の取扱）

1. この特約の被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から主約款第2条（ガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者またはこの特約の被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第4項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにこの特約の被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 第1項の適用がある場合には、第11条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
4. この特約がガン保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 第5条（特約保険金の支払）第1項表中、高度障害保険金の支払事由欄の適用に際しては、「別表2」を「別表3」と読み替えます。
 - (2) 第5条（特約保険金の支払）第4項の適用に際しては、「別表2」を「別表3」と読み替えます。
 - (3) 第7条（特約保険料の払込免除）第1項の適用に際しては、「別表4」を「別表5」と、「別表3」を「別表4」とそれぞれ読み替えます。
 - (4) 第14条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意によるこの特約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の死亡保険金額が減額されたとき
 - (4) 第32条（主契約がガン保険の場合の取扱）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき
- (5) 第18条（死亡保険金額の減額）第2項および第3項の適用に際しては、「疾病入院給付金日額」を「ガ...ン入院給付金日額」と読み替えます。
- (6) 第28条（特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、「疾病入院給付金」

を「ガン入院給付金」と読み替えます。

第33条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第31条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

19. 契約内容の登録

第34条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡保険金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検査書）	第5条
高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第5条、第6条、第11条、第13条、第14条、第16条、第22条
死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第20条
遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第21条
保険金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第24条
高度障害保険金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 死亡保険金受取人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 被保険者または死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第27条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

代理請求特約条項

1. 総則	124
第1条（特約の締結）	124
2. 保険金等の代理請求	124
第2条（保険金等の代理請求）	124
第3条（代理請求できない場合）	125
3. 特約の失効および消滅	125
第4条（特約の失効および消滅）	125
4. 指定代理請求人の変更または解除	125
第5条（指定代理請求人の変更または解除）	125
5. 特約の解約	125
第6条（特約の解約）	125
6. 主約款の準用	125
第7条（主約款の準用）	125
7. 特別取扱	125
第8条（中途付加の場合の取扱）	125
第9条（告知義務違反による解除等の通知）	125
第10条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）	125
第11条（主契約が養老保険等の場合の取扱）	125
第12条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	126
第13条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	126
第14条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	126
第15条（主契約が医療保険の場合の取扱）	126
第16条（主契約がガン保険等の場合の取扱）	126
第17条（主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱）	126
第18条（主契約に傷害特約等が付加されている場合の取扱）	127
別表1 請求書類	128

代理請求特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。ただし、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人であるときは取り扱いません。
2. この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

2. 保険金等の代理請求

第2条（保険金等の代理請求）

1. この特約を付加した場合、次に定めるところにより代理請求を取り扱います。
 - (1) 被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金、年金、一時金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、その保険金等の受取人が保険金等を請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。
 - (2) 被保険者と保険契約者が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないときは、保険契約者の代理人が、保険料の払込免除を請求することができます。
2. 前項の保険金等の受取人または保険契約者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）は、次の者とします。
 - (1) 保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、請求時においてもその者が次の①または②の範囲内の者であることを要します。
 - ① 次の範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
 - エ. 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ② 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人または保険契約者のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ア. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前①エに掲げる以外の者
 - イ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ウ. その他前アおよびイに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
 - (2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号①または②の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。
 - ① 死亡保険金（死亡給付金または収入保障年金を含みます。）の受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。）
 - ② 前①に該当する者がいない場合または前①に該当する者が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③ 前①もしくは②に該当する者がいない場合または前①もしくは②に該当する者が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前2項の規定により、代理請求人が保険金等または保険料の払込免除の請求をするときは、特別の事情を示す書類および別表1に定める書類を提出してください。
4. 前3項の規定により、保険金等が代理請求人に支払われた場合には、その支払後にその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 会社が必要と認めたときは、事実の確認を行いましたは会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
6. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払金を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による被

保険者の診断を求めたときも同様とします。

第3条（代理請求できない場合）

前条の規定にかかわらず、代理請求人の故意により保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が生じた場合は、その者は代理請求人としての取扱いを受けることができません。

3. 特約の失効および消滅

第4条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) この特約を付加した主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人に変更されたとき

4. 指定代理請求人の変更または解除

第5条（指定代理請求人の変更または解除）

1. 保険契約者は、別表1に定める書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の変更または解除をすることができます。ただし、指定代理請求人を変更する場合、変更後の指定代理請求人は、第2条（保険金等の代理請求）第2項第1号に定める範囲内の者であることを要します。
2. 前項の場合、指定代理請求人の変更または解除について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

5. 特約の解約

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

6. 主約款の準用

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めがないときは主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

7. 特別取扱

第8条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約の締結後においても、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾した場合には、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 会社が中途付加を承諾したときは、会社が承諾した時以後に請求する保険金等の支払について、この特約の取扱を行います。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第9条（告知義務違反による解除等の通知）

この特約が付加されている場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、代理請求人に通知します。

第10条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加されている場合、主約款または主契約に付加されている特約の特約条項中、保険金等の受取人または保険契約者の代理人による保険金等または保険料の払込免除の請求に関する規定は適用しません。

第11条（主契約が養老保険等の場合の取扱）

この特約が養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）

に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

第12条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付定期保険に付加されている場合において、生存給付金付定期保険普通保険約款または5年ごと利差配当付生存給付定期保険普通保険約款の婚姻時の特別取扱に関する規定により被保険者が変更されたときは、この特約は消滅するものとします。

第13条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型総合収入保障保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

第14条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

第15条（主契約が医療保険の場合の取扱）

この特約が医療保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - (1) 主たる被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主たる被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

第16条（主契約がガン保険等の場合の取扱）

この特約がガン保険またはガン保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約のガン入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - (1) 主たる被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主たる被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

第17条（主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付こども保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第2号の適用に際しては、「被保険者と保険契約者が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないとき」を「請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保

険契約者が保険料の払込免除を請求することができないとき」と読み替えます。

- (2) 第2条（保険金等の代理請求）第2項第1号の適用に際しては、「保険契約者が被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者」を「保険契約者が次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第2項の適用に際しては、「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。
- (4) 別表1の適用に際しては、「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。

第18条（主契約に傷害特約等が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、通院特約、新傷害特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新通院特約（以下「傷害特約等」といいます。）が付加されている場合、第2条（保険金等の代理請求）の適用に際しては、次に定めるところによります。

- (1) 「被保険者」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主契約の被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

別表1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
保険金等または保険料 払込免除の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めたときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 代理請求人の戸籍謄本 (7) 代理請求人の住民票と印鑑証明書 (8) 代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第2条
指定代理請求人の指定 または解除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第5条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

特別条件特約条項

第1条（特約の締結）	129	第13条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）	132
第2条（特約による条件）	129	第14条（主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の取扱）	132
第3条（普通保険約款の不適用）	130	第15条（主たる特約が収入保障特約の場合の取扱）	133
第4条（特約の解約）	130	第16条（主たる特約が無解約返戻金型収入保障特約の場合の取扱）	133
第5条（解約返戻金）	130	第17条（主たる特約が新疾病入院特約等の場合の取扱）	133
第6条（主契約が特定疾病保障終身保険等の場合の取扱）	131	第18条（主たる特約が新ガン診断給付特約等の場合の取扱）	133
第7条（主契約が収入保障保険の場合の取扱）	131	第19条（主たる特約が低解約返戻金特則が付加された新三大疾病入院給付特約等の場合の取扱）	133
第8条（主契約が積立利率変動型終身保険の場合の取扱）	131	第20条（主たる特約が保険料払込免除特約の場合の取扱）	134
第9条（主契約が無解約返戻金型収入保障保険等の場合の取扱）	131	第21条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）	134
第10条（主契約が無解約返戻金型総合収入保障保険の場合の取扱）	132	別表1 対象となる特定感染症	135
第11条（主契約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険等の場合の取扱）	132		
第12条（主契約が無解約返戻金型遞減定期保険の場合の取扱）	132		

特別条件特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約（主たる保険契約またはそれに付加される特約をいいます。）の締結の際または会社の引き受ける保険危険が増加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときに、保険契約に付加して締結します。

第2条（特約による条件）

この特約により付加する条件は、会社の定める基準に適合しない程度に応じて、次のいずれか1または2以上 の方法によります。

(1) 保険金削減支払方法

契約日（この特約を保険契約の復活または復旧の際に付加する場合には、その復活または復旧の際の責任開始期の属する日とし、特約の中途付加の際に付加する場合には、その中途付加日とします。以下同じ。）からその日を含めて会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、会社は、支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を、死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、次に定めるところによります。

- ① 不慮の事故（主たる保険契約の普通保険約款の別表4に定めるところによります。）による傷害または特定感染症（別表1に定める感染症をいいます。）によって被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、会社は、保険金額の削減はしません。
- ② 支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額が責任準備金を下回るときは、会社は、責任準備金を支払います。

保険年度	保険金削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	0.500	0.300	0.250	0.200	0.150
第2年度		0.600	0.500	0.400	0.300
第3年度			0.750	0.600	0.450
第4年度				0.800	0.600
第5年度					0.800

(2) 特別保険料領収方法

会社の定める特別保険料を普通保険料とともに払い込んでください。この場合、特別保険料と普通保険料との合計額をもって、この保険契約の保険料とします。

(3) 特定部位不支払方法

契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、この特約を保険契約に付加する際に会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病を直接の原因として療養したとき、または特定部位に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病の治療を目的として入院し、手術、放射線治療もしくは集中治療室管理を受け、入院後に退院もしくは通院したときは、会社は、給付金を支払いません。

(4) 指定障害不担保方法

被保険者が指定障害状態（主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項に定める高度障害状態、身体障害の状態、障害状態、特定障害状態もしくは特定就労不能障害状態のうち、次の①から⑤までに定める状態または国民年金法にもとづき視力に係る障害により障害等級1級もしくは2級の状態に該当していると認定された状態をいいます。）に該当し、主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項に定める高度障害保険金、障害給付金もしくは障害保障年金（名称がいかなる場合であっても、高度障害状態、障害状態、特定障害状態もしくは特定就労不能障害状態に該当したことまたは国民年金法にもとづき視力に係る障害により障害等級1級もしくは2級の状態に該当していると認定されたことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合でも、会社は高度障害保険金、障害給付金もしくは障害保障年金の支払または保険料の払込免除を行いません。

- ① 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- ② 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
- ③ 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
- ④ 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- ⑤ 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの

第3条（普通保険約款の不適用）

1. 主たる保険契約に、前条第1号の保険金削減支払方法が適用されている場合で保険金削減期間中のときは前条第2号の特別保険料領収方法が適用されている場合は、普通保険約款の規定にかかわらず、次の取扱を行いません。

- (1) 払済保険への変更
- (2) 延長保険への変更
- (3) 保険契約の更新

2. 前項第3号の保険契約の更新が行われる場合には、次に定めるところによります。

- (1) 更新前の保険契約に保険金削減支払方法が適用されている場合

更新後の保険契約にはこの特約は付加されません。

- (2) 更新前の保険契約に前条第3号の特定部位不支払方法が適用されている場合

更新後の保険契約にはこの特約は付加されません。ただし、主たる保険契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了していない場合には、保険契約の更新の際にこの特約も更新され、更新後の保険契約には更新前の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。この場合、前条第3号の適用に際しては、「契約日」を「更新日」と読み替えます。

- (3) 更新前の保険契約に前条第4号の指定障害不担保方法が適用されている場合

保険契約の更新の際にこの特約も更新され、更新後の保険契約には更新前における条件と同一の指定障害不担保方法を適用するものとします。また、主たる保険契約に付加されている特約にこの特約が付加されている場合で、主たる保険契約に付加されている特約が更新するときも、同様に取り扱います。

第4条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第5条（解約返戻金）

1. 第2条（特約による条件）第2号の特別保険料領収方法が適用されている場合、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項の規定を適用して計算します。

2. 主たる保険契約において次の取扱を行う場合には、この特約の特別保険料に対する解約返戻金があるとき

はこれを主たる保険契約の解約返戻金に加算します。

- (1) 保険料の自動振替貸付
- (2) 契約者貸付

3. 第2条（特約による条件）第2号の特別保険料領収方法が適用されている保険契約の解約返戻金が支払われる場合（主たる保険契約が定期保険（低解約返戻金型）の場合で低解約返戻金割合を0%と指定したときを含みます。）には、この特約の特別保険料に対する解約返戻金も同時に支払います。

第6条（主契約が特定疾病保障終身保険等の場合の取扱）

この特約が特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が死亡したとき、特定疾病保険金の支払事由に該当したときまたは高度障害状態に該当したときは」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「別表4」を「別表5」と読み替えます。

第7条（主契約が収入保障保険の場合の取扱）

この特約が収入保障保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。

第8条（主契約が積立利率変動型終身保険の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号の適用に際しては、「支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額」を「基本保険金額に次表の割合を乗じて得た金額と増加保険金額の合計額」と、「責任準備金」を「積立金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) この特約の特別保険料については、主たる保険契約の普通保険約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (3) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、次のとおり計算します。

① 保険料払込中の場合

保険料の払込年月数により計算します。ただし、主たる保険契約が保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次回の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。

② 前①以外の場合

経過年月数により計算します。

- (4) 前号の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第9条（主契約が無解約返戻金型収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) この特約の解約返戻金は、次のとおりとします。

① 主契約が無解約返戻金型収入保障保険の場合

第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

② 主契約が収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合

主契約の保険料払込期間中は、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第10条（主契約が無解約返戻金型総合収入保障保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型総合収入保障保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文および第1号①の適用に際しては、「被保険者が死亡したときは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金の支払事由に該当したときは」と、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、主たる保険契約の普通保険約款の備考〔別表5〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとして取り扱います。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

- (5) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第11条（主契約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険等の場合の取扱）

1. この特約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - (1) 主契約の低解約返戻金割合が0%の場合
この特約の解約返戻金はありません。
 - (2) 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の場合
第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。
2. この特約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険 α に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第12条（主契約が無解約返戻金型遞減定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型遞減定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第13条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が低解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第14条（主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第15条（主たる特約が収入保障特約の場合の取扱）

この特約が収入保障特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。

第16条（主たる特約が無解約返戻金型収入保障特約の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型収入保障特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第17条（主たる特約が新疾病入院特約等の場合の取扱）

この特約が付加されている新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約または新通院特約に無解約返戻金特則が付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第18条（主たる特約が新ガン診断給付特約等の場合の取扱）

この特約が新ガン診断給付特約またはガン診断給付特約 α に付加されている場合、第2条（特約による条件）第3号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- (3) 特定部位不支払方法

契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、この特約を新ガン診断給付特約またはガン診断給付特約 α に付加する際に会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）にガンが生じたと診断確定されたとき、またはその診断確定されたガンにより入院を開始したときは、会社は、給付金を支払いません。

第19条（主たる特約が低解約返戻金特則が付加された新三大疾病入院給付特約等の場合の取扱）

1. この特約が低解約返戻金特則が付加された新三大疾病入院給付特約、新女性疾病入院給付特約、新退院給付特約、新介護保障特約、先進医療特約または新ガン診断給付特約に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主たる特約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。

- (1) 主たる特約の低解約返戻金割合が0%の場合

この特約の解約返戻金はありません。

- (2) 主たる特約の低解約返戻金割合が0%以外の場合

第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主たる特約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

2. この特約が低解約返戻金特則が付加された三大疾病給付特約 α 、女性疾病給付特約 α 、先進医療特約 α 、室料差額給付特約 α 、脳卒中治療支援特約 α またはガン診断給付特約 α に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主たる特約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主たる特約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第20条（主たる特約が保険料払込免除特約の場合の取扱）

この特約が保険料払込免除特約に付加されている場合、第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、保険料払込免除特約条項の備考〔別表3〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとして取り扱います。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

第21条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）

この特約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文および第1号①の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金の支払事由に該当したときは」と、「支払うべき保険金額」を「支払うべき基本年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「基本年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、次のとおり取り扱います。

- ① 主たる保険契約の普通保険約款の備考〔別表5〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとします。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

- ② 国民年金法にもとづき複数の障害の状態により障害等級1級の状態に認定される場合でも、視力に係る障害の状態は含まないものとします。

- (5) 主契約の保険料払込期間中は、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

別表1 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス及びパラチフス（A01）中の	
・腸チフス	A01.0
・パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
その他の細菌性腸管感染症（A04）中の	
・腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
アレナウイルス出血熱（A96）中の	
・ラッサ熱	A96.2
その他のウイルス性出血熱、他に分類されないもの（A98）中の	
・クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
・マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
・エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[S A R S]	U04

(注1) 上記のうち、重症急性呼吸器症候群[S A R S]については、病原体がコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限ります。

(注2) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「特定感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以降は、新型コロナウイルス感染症は、「特定感染症」に含めません。

保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）	137	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	138
第2条（保険料の払込）	137	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	139
第3条（口座振替保険料率—保険料月払契約）	137	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	139
第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）	137	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	139
第5条（指定口座または提携金融機関等の変更）	137		
第6条（特約の消滅）	138		
第7条（主約款の準用）	138		

保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 指定口座の名義人が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料から口座振替を行う場合の第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
4. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第3条（口座振替保険料率—保険料月払契約）

1. 保険料月払契約については、口座振替保険料率を適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、口座振替保険料率を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きます。

第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 保険料の振替日に、保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
2. 前項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第5条（指定口座または提携金融機関等の変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座または他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合は、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知してください。
2. 保険契約者が保険料の口座振替の取扱を停止するときは、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知の

うえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等の口座に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から口座振替を行う場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（保険料の払込）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）については、第2回保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料の払込があつたものとします。
3. 前2項の場合、振替日に保険料の払込があつたものとします。
4. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
5. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
6. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

- (2) 第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）に、第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、会社は、第3回保険料の振替日に再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が3か月分の保険料相当額に不足するときは、口座振替可能な回数分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料から順に払込があつたものとします。
2. 第2回以後の保険料の振替日（ただし、前項の場合の第2回保険料の振替日は除きます。）に、第2回以後の保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。

(1) 保険料月払契約

会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。

- (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
3. 第1項により第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第2項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）	141	第6条（主約款の準用）	142
第2条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）	141	第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）	142
第3条（保険料の払込）	141	第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	142
第4条（諸変更）	141	第9条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	142
第5条（特約の消滅）	141		

クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により第2回以後の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に締結します。
- 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
- 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第2条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）

- 保険料月払契約については、クレジットカード保険料率を適用します。
- 前項の規定にかかわらず、クレジットカード保険料率を適用している保険契約において、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きます。

第3条（保険料の払込）

- 第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がカード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
- 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期中の保険料については、第1項の規定は適用しません。
 - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できること
 - 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
- 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- クレジットカードによって払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第4条（諸変更）

- 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内でクレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは、他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止するときは、あらかじめ会社に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第5条（特約の消滅）

- 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - 保険契約が消滅または失効したとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
 - 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - 主約款の規定により契約者が変更されたとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき

- (6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (7) 会社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかつたとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前項第6号から第8号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 第1項第3号、第4号または第6号から第8号までの規定により、この特約が消滅したときは、保険契約者は、主約款の規定により、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第6条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

第9条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	143	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	144
第2条（保険料率）	143	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	144
第3条（保険料の払込）	143	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	144
第4条（保険料の一括払）	144	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	145
第5条（保険証券）	144		
第6条（特約の消滅）	144		
第7条（主約款の準用）	144		

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は、官公庁、会社、工場、組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - 団体の所属員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - 団体が会社と団体取扱契約を締結していること
 - 団体と所属員との間に給与（役員報酬を含みます。）の支払関係があること
 - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料率）

- この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約の保険料率は、次のとおりとします。
 - 次のいずれかの場合には、団体保険料率Aを適用します。
 - 個別保険契約の保険契約者数が20人以上のとき
 - 事業保険契約の被保険者数が20人以上のとき
 - 個別保険契約の保険契約者および事業保険契約の被保険者を名寄せした人数が20人以上のとき
 - 団体の事業所が2以上あり、そのうちのいずれかの事業所が①から③のいずれかに該当するとき
 - 前号のいずれの条件も満たさないときは団体保険料率Bを適用します。
- 団体保険料率Aを適用した場合でも、前項第1号のいずれかの条件も満たさなくなり、6か月以内に補充されないときは、団体取扱契約を解除するか、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
- 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - 保険料月払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
 - 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
- 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を経由して払い込んでください。
- 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
- 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第4条（保険料の一括払）

1. 団体保険料率Aを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
2. 団体保険料率Bを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割り引きます。

第5条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前にある場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	147	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	148
第2条（保険料率）	147	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	148
第3条（保険料の払込）	147	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	148
第4条（保険料の一括払）	147	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	148
第5条（保険証券）	148		
第6条（特約の消滅）	148		
第7条（主約款の準用）	148		

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は、専門店会、同業者組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - 団体の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員または構成員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - 団体が会社と準団体取扱契約を締結していること
 - 団体において一括集金が可能であること
 - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料率）

この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約については、団体保険料率Bを適用します。

第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
- 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - 保険料月払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
 - 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
- 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を経由して払い込んでください。
- 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
- 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者は領収証を発行しません。

第4条（保険料の一括払）

第2条の規定にかかわらず、この特約を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割り引きます。

第5条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

集団扱特約条項

第1条（特約の締結）	151	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	152
第2条（保険料率）	151	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	152
第3条（保険料払込方法（回数））	151	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	152
第4条（保険料の払込）	151	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	152
第5条（保険証券）	151		
第6条（特約の消滅）	152		
第7条（主約款の準用）	152		

集団扱特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、官公庁、会社、工場、同業者組合、連合会等の団体（以下「集団」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、集団を通じ申出があるときに締結します。

- (1) 集団もしくはその代表者またはその所属員（所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。）を保険契約者とする保険契約であること
- (2) 集団の所属員（所属員の使用人を含め、所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。以下本号において同じ。）またはその所属員と同居する親族もしくはその所属員の扶養する親族を被保険者とする保険契約であること
- (3) 集団が会社と集団取扱契約を締結していること
- (4) 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること

第2条（保険料率）

この保険契約については、集団扱保険料率を適用します。

第3条（保険料払込方法（回数））

この保険契約の保険料払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。

第4条（保険料の払込）

1. 第1回保険料から集団を経由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、集団を経由して払い込んでください。
2. 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、集団に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、集団に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。
3. 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第2回以後の保険料は、その払込期間中、集団を経由して払い込んでください。
5. 前4項の場合、集団から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
6. 集団から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を集団に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第5条（保険証券）

会社は、個々の保険証券に代え、一括保険証券を集団またはその代表者に発行することができます。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は既払込保険料の充当期間が満了した時に消滅します。
 - (1) 保険契約者または被保険者が集団を脱退したとき
 - (2) 集団取扱契約が解除されたとき
2. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険料率を将来にわたって更正します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から集団を経由して払い込む場合、第4条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、集団を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、集団に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前にある場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、自動更新にともなう大切な事項を記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願ひいたします。

特に

しおりの
ページ

● 個人情報の取扱いについて	10
● 生命保険募集人について	13
● 受取金額と払込保険料合計額の関係について	14
● 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	14
● 新たな保険契約へのお申込みについて	17
● 給付金等をお支払いできない場合について	43
● 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	55
● ご契約の復活について	56
● 解約と解約返戻金について	61

等は、自動更新に際してぜひご理解いただきたい事項ですので、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

MS&AD 三井住友海上あいおい生命保険株式会社

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

ご契約内容に関するお問い合わせの際は、プライバシー保護のため、契約者（給付金等請求の場合は受取人）さまご本人からご連絡ください。

お客様
サービスセンター

0120-324-386 (無料)
受付時間／月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)
ホームページ <https://www.msa-life.co.jp>

【ご相談・お申込先】

